

# 官報

令和五年六月二日

## ○第二百十一回 參議院會議錄第二十八号

令和五年六月二日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十八号

令和五年六月二日

午前十時開議

第一 福島復興再生特別措置法の一部を改正す

る法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律等の一部を

改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 令和五年三月予備費使用及び令和五年度

予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止

等に関する法律案(衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

一 法務委員長杉久武君解任決議案(牧山ひろえ君発議(委員会審査省略要求))

以下 議事日程のとおり

○議長(尾辻秀久君) これより會議を開きます。

この際 お諮りいたします。

牧山ひろえ君発議に係る法務委員長杉久武君解任決議案は、發議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

令和五年六月二日 參議院會議錄第二十八号 議事日程追加の件 法務委員長杉久武君解任決議案

く間違った措置であるか、説明させていただきます。

まず、政府及び与党側は、衆議院での審議と同じレベルの審議時間確保した旨を質疑の終局及び採決の理由付けとしています。衆議院での審議と当院での審議とは前提事情が異なります。今回衆議院での審議については、政府提出法案である閣法第四八号のみを対象として行われたのですが、参議院においては、閣法及び衆議院における閣法の修正部分、そして私たち野党が提出した野党対案を一括して審議を行っております。検討すべき課題の多さからして、三倍とは申しませんが、衆議院と同じレベルの審議時間では、熱議を尽くすに到底足りません。

政府案たる閣法の立法事実となる発言をされた難民審査參與員の柳瀬房子氏の政府参考人としての出席を再三私たちが求めていたにもかかわらず、政府・与党側はかたくなに応じない姿勢を堅持しております。

同じく政府案の改正理由を裏付けるデータや、背景事情となる諸事情を各委員から要求しておりますが、まだ未受領なものが多数あります。政府参考人としての出席や、これらの諸情報は質疑を深めるのに必要ですので、それらの提供が済んでおらず、それらにより明らかになるであろう実際に基づいた質疑が行われていない状況で、審議を尽くしたということにはなりません。

先ほども申しましたが、今回の法案審議は、大変珍しいことに、政府・与党案である閣法と野党四党による対案が一括して審議にかかるつていきました。

その結果、法務委員会においては、入管そして難民行政に関わる様々な論点について、閣法、議法それぞれの比較も踏まえた質疑が行われてきたところではありますが、なお十分な議論が必要であることは言うまでもありません。

以下、現段階での質疑の終局がいかに問題が多判を恐れず歓迎します。ここに来て、議論もようやくかみ合ってきました。本當によつやく与野党案一括審議のメリットが發揮されたばかりのこのタイミングで質疑を終了させてしまうことは、国民の使命とする参議院として、余りにももつたないために最適な結論を得るために熟議を尽くすことです。その意味でも質疑終局は適切ではあります。

議論がかみ合ってきた論点の一例を紹介します。

仮放免中の逃亡者についてです。与党委員の多くは、このところ、逃亡者数の増加をもつて規制たちの主張は違います。

仮放免の場合、働くことはできず、健康保険もなく、移動の自由もありません。いつ再収容されなく、医療費を保険適用なしで支払つてしまえば、家賃も携帯代も入管出頭のための交通費も払えないんです。したがつて、入管側から見れば、電話がつながらない、そして住所が分からなくなる、入管に届出もない、すなわち逃亡者の要件に該当するということになつてしまつわけです。このような窮屈に追い込まれれば、人間誰しも最低限生きていくために何かをせざるを得なくなりませんか。在留資格のない者にまともに暮らす選択肢を与えていない現在の政策が仮放免者の逃亡を生み出し、そして犯罪を招きかねなくしている側面があると私は思います。

このように、一つの議場で同じ論点について、考え方の異なる政治家による正面からの有意義な議論が現在行われているのです。国民は容易に自分の考えに近い政権を選択することができます。実際、こここのところ、この問題に対する国民の皆

法案審議がまだ必要であることを示すかの  
ように、最近実施された法務委員会においても、  
法案の評価に直結する重大な事実が新たに次々と  
判明しています。

例えば、難民認定の不服審査における難民審査  
参与員に対する案件の割り振りが一部の担当者に  
極端に集中していることです。先ほども言及いた  
しました柳瀬房子氏は、二〇二一年には勤務日数  
三十四日で、全体の処理件数六千七百四十一件の  
約二〇%である千三百七十八件を担当されている  
記録となっていました。二〇二二年の記録では勤  
務日数三十二日で、全体の処理件数四千七百四  
十一件の約二六%である千二百三十一件を担当してお  
られました。一日の稼働が四時間という調査結果  
と併せますと、何と一件当たり六分しか処理の時  
間を掛けていない計算になります。

柳瀬氏を含めたごくごく一部の参与員に案件処理  
を集中させる反面、一部の参与員には希望して  
も案件が年間数件しか、場合によつては一件も割  
り振られないケースも見受けられました。当局が  
言うような参与員側の事情や都合ではなく、参与  
員御本人が希望されても常設の処理チームにさ  
れ配属されないのでです。何らかの意図を感じざるを  
得ない有様です。実際、難民認定を認める意見を  
少なからず出していたところ、配分される案件数  
が減らされたり、チームを変更させられたりする  
ケースもあつたといいます。

この件は、柳瀬氏一人の問題ではなく、参与員  
制度全般が機能不全となつているのではないかと  
いう、より深刻で底が深い懸念を引き起こしま  
す。

参与員に配分される案件に着目しますと、難民  
不服審査事務をつかさどる入管局により、極めて  
恣意的な事案配分がなされている実感がありま  
した。まず、難民の可能性が低いと入管局が判断し  
ます。

た外国人を集中的に審査する臨時班が設けられていました。この臨時班では、基本的に書面審査しか行わず、大量の案件が短時間でお手軽処理されているんです。結論としてしましては、もちろんほとんどの結果が不認可です。

この臨時班について、驚きの事実が審議で明らかになりました。出入国在留管理局が迅速な処理が可能な、かつ相当な臨時班の処理対象である、いわゆる迅速案件としたものが、二〇二二年に処理した四千七百四十件のうち、全体の六〇%以上に当たる三千六十五件にも上ることが理事会に提出された資料から明らかになつたわけです。異常ともいいくべき迅速案件比率の高さです。もう一つ着目すべき点は、案件配分の偏りです。このデータによりますと、三千六十五件の迅速案件を僅か十三人の臨時班で、残りの千六百七十五件を約百人の常設班で処理していることになります。尋常ではない偏りだと思います。

一旦迅速案件とされながら対面審査が行われたものや常設班に配分替えされたものもあるにはあります、少なくとも五件と僅か〇・一%台にすぎません。不服を申し立てたうちの約六五%が迅速案件として書面審査しか行われず、審査に時間がも掛けずに、ベルトコンベヤーに乗せられた製品のように、迅速、簡潔に不認定として大量処理されている実態が明らかになっています。六五%もの高い割合で迅速案件と区分したものを臨時班に配分する段階で、簡単な審査で不認定と判断できる案件という入管庁の価値判断、あえて言えば、予断が容易に入り込む構造的な問題には全く手をつけられない状態です。

参与員制度に関する問題はそれだけではありません。制度を支える参与員の専門性に関し、五月二十三日に行われた本委員会の参考人質疑に登壇した阿部浩己明治学院大学教授は、国際人権法、難民法の専門家で、十年余り参与員を経験してお

られます。この立場から、参考人質疑で、参与員は、それぞれの領域の専門家であつても、誰一人、難民認定の専門家ではないと陳述しております。その認識の上で、だからこそ審査の質の向上のためには、認定実務で使える実践的なスキルの研修が重要である、なのに、難民条約の解釈やインタビューの仕方といった基本的で実務的な研修さえ行われていない、ましてや供述の信憑性の評価の仕方や出身国情報の使い方などの国別事案に即した研修は当然のように行われていないとの衝撃的な指摘がありました。保護すべき者を保護する裏付けとされてきた参与員の難民認定に関する専門性が否定されたのです。

参与員に必要な素养やスキルに関連してもう一点。

参考人として登壇した参与員の浅川晃広参考人は、五月二十五日の参考人質疑において、難民性の判断に当たり、出身国情報を参照しない場合があると陳述されています。難民認定の国際基準ともいすべきUNHCRのハンドブックやその研修では、出身国情報を把握することは極めて重要だとされています。浅川氏の出身国情報の取扱いは、少なくともこれらの国際標準と懸け離れたものです。

法務大臣が繰り返し公言されているように、保護すべき者は確実に保護できているというのは難民認定について高度な専門性を持つ参与員が二次審査を担当するからだという建前は、もはや崩れました。

阿部教授は、十年間の参与員時代、御担当された審査が約五百件、うち認定の御判断が約四〇件、約八%。柳瀬氏や浅川参考人の御報告とは大きな違いがあります。ですが、最終的に入管庁に難民として認定されたのは何とゼロ件とのことであります。阿部教授などの専門家による厳選した報告が十年間一件たりとも採用されない。こんなことはあり得るんでしょうか。

阿部教授の件だけではありません。二〇一三年以降、難民申請の二次審であります不服申立て審の不認定率は毎年九九%以上です。一次審で拾い上げるという參與員制度の制度趣旨からすると、完全に機能停止と言えます。入管や法務省の主張する保護すべき者を保護が実現できる審査どころか、国際基準から懸け離れた審査としか言いようがありません。

特に今週は、今回の法案審査に関する大きな動きが相次ぎました。

難民審査參與員の柳瀬氏の発言によりますと、柳瀬氏は、二〇一九年十一月に収容・送還に関する専門部会第二回会合から二〇二一年四月の衆議院法務委員会までの一年半で、対面審査を五百件行つたことになります。

齋藤法務大臣は五月三十日朝の記者会見で、一年半で五百件の対面審査は可能と発言されました。が、その後、不可能と言うつもりで可能と言ひ間違えたと訂正されました。これだけの件数の審査を行つたのに、難民として保護に値する人はほとんどいなかつたという柳瀬氏の発言が政府法案の立法事実となつており、その信憑性を法務大臣が否定されたわけですから、柳瀬氏の発言を一から精査する必要があります。

そもそも、ちなみに一九年の一年間を見ると、参与員全体で、対面審査は五百八十二件、二〇年は五百十三件と入管署は答弁しております。そんな中で、一年半で五百件です。普通に考えて、あり得ない数字で、早い段階から疑義が呈されてきました。私も、何度も委員会などでこの件に関し質問をしています。ですが、大臣と入管署の回答は、判を押したように、あくまでも柳瀬氏の記憶に基づいた発言を重く受け止めるの一点張りでした。すなわち、根拠は示せないが信じられるという内容の繰り返しです。

本当に住む全てのゆかりある人々の最大限の幸福のために最善の議論を尽くすべき熟議の場が、虚偽の情報を基に費やされてきたということになります。大臣と法務省の責任は非常に重いと言わざるを得ません。

また、大臣の発言はこれまで擁護していたはずの、柳瀬氏が主張してきた審査件数を、大臣と法務省自ら不可能と否定したこと意味します。つまり、今回の政府改正案の立法事実が破綻したということです。この事実について、齋藤法務大臣からは、立法事実の一部の相違にすぎないのにという趣旨の答弁がありました。

私は、このことは政府案全体に影響を及ぼしていると思っています。なぜならば、柳瀬参与員の、救うに値する本当の意味の難民は日本にはほとんどいないという発言は、今回の政府・与党案のまさにスピリット、根幹そのものであり、そのスピリット、魂が土台となつたことで、救うべき難民がない前提になってしまった。そして、それらに伴い、あらゆる制度設計が行われてしまつたからです。

政府、自党は、今回の立法事実の筋緯として、事実を受け、政府改正案を取り下げ、一から人権保護という正しい基軸に立った改正案を一から作り直すか、その視点で作り上げられた野党対案を探用して審議をやり直すべきです。少なくとも立法事実にこれだけ深刻な疑惑が生じてゐる状況下で質疑の終局などあり得ません。何よりも、今日この段階で質疑を終局することが時期尚早であり、害が大きいことはるる述べてきましたおりで、す。

しかるに、法務委員会、杉久武君は、入管及び難民行政の現状を憂う多くの国民の声を代弁してなお慎重に質疑を行うべきという野党側の意見を完全に無視し、そして、職権で質疑を終局し、委員会採決を決定するという強引極まる委員会運営を行いました。杉久武君が委員長就任時に、委員

会の公正かつ円満な運営に努めると明言したことなど完全に忘れ去ったかのごとくの振る舞いであり、もはや看過することはできません。 よって、杉久武君に法務委員長の重責を担わせることは到底できないことは明白であることがから、杉法務委員長の解任を求めて、私の提案理由の説明とさせていただきます。

結びに、私の政治信条は、命を守りたい、ですが、命の尊さは日本人も外国人も変わることころはない

○議長(尾辻秀久君) 本決議案に対し、討論の通  
告がござります。順次発言を許します。加田裕之  
君。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(加田裕之君登壇、拍手)  
○加田裕之君　自由民主党の加田裕之でござります。  
　　ムは、田中、内閣いたしまして、いままことに

私は、自民、公明を作りし、たゞいま課題となりました杉久武法務委員長解任決議案に対し、断固反対の立場から討論を行います。

昨年十月に参議院法務委員長に就任されて以来、杉委員長による委員会運営を承知されている法務委員の方々は、この解任決議案の提出理由がどこにあるのか全く分からぬのではないでしょうか。私も全く理解できません。それから、それを証拠にいたしまして、今回の解任決議の提出会派は立憲民主党会派のみでござります。

政策を磨き、審議を通して議論が尽くされば、最後には参議院法務委員会としての意思を決しなければなりません。そして、議論の成果を国民に示し、そして国民が判断する、それが議会民主主義であるはずでございます。その職務を公平公正かつ実直にこなしてきた委員長に対しま

して解任要求が出されることは、参議院が積み重ねてきた議会制民主主義の実績を崩すことにつながりはしないかという懸念を持っております。仮に出入口国管理法案の成立を阻むだけの闘争ということであれば、旧態依然という感は拭い去れないことはもう二度とない。

外国人の長期収容解消等のために政府から提出された出入国管理法案は、衆議院において、我が国の出入国管理や難民認定等をより良くするために与野党で審議し、四党によって修正されました。参議院でも、この修正案について、杉委員長の卓越した委員会運営力により、更により良い出入国管理政策等の実現を目指して真摯に議論を重ねてきました。

質疑で二十一時間、参考人質疑も二回行つております。先日には東京出入国在留管理局の視察も行いました。一部野党から提出されました対案についても一括審議としています。既に衆議院の対政府質疑を二時間上回り、そして参考人質疑も一回上回り、そして、かつ参考人の数も一人ずつ多い五名ほどでござります。そこで、予めお

充実した審議を確保しております。また、毎年の資料要求にも最大限応じるように配慮してきました。

その上、法案審議に先立ち、一昨年、出入国在留管理局に収容中にお亡くなりになつたウイシュスマ・サンダマリさんの悲劇を繰り返すことがないよう、再発防止について審議してまいりました。その際、名古屋入管のビデオ視聴も、追加部分の視聴に五時間、そして再視聴には七時間、四月には名古屋入管と名古屋刑務所に視察も行っております。

これらの審議の中でも、政府は、被収容者死亡事案に関する調査報告書で示された改善策を中心的に、組織・業務改革に邁進していくと決意を示しております。

法案の早期成立も待たれています。

そもそも、これまで、出入国在留管理には様々な問題が指摘されていました。一つは、現行法上、我が国から退去が確定しても、難民認定申請さえすれば無制限に送還が停止され、重大犯罪者やテロリストであっても送還ができないといった点でございます。

この問題解決のために、本改正案では、三回目以降の申請者、三年以上の実刑前科者、テロリストを送還停止効の例外とする規定を設けることとしております。これにより、日本に来られた外国人の方で、本当に庇護すべき方を確實に庇護する一方で、法の秩序を乱す外国人には厳正に対処できるようになります。

この送還停止効の例外規定は、認定申請中の離民を強制送還するためのものだという大きな誤解を解いています。これまで、日本に来た外国人は、必ずしも法の秩序を乱す人物ではないことを理解してもらいたいのです。

がございますが、事実は全く異なります。二回目の審査を受けた上での不認定であります。三回目の審査では、難民等を認めるべき相当の理由がある資料を提出すれば送還停止可能となります。

二つ目は、収容の長期化です。

現行法では、収容の長期化回避には仮放免制度を用いるしかありません。しかし、現行制度では逃亡等の防止手段が十分ではないとの指摘がありました。仮放免中の逃亡は、昨年末の時点で一千四百人を超えて増加傾向にありました。しかも、仮放免中に犯罪行為に及び逮捕される事案も発生しております。

このため、改正法案では、監理人の監理の下で、収容しないで退去強制手続を進める措置を創設いたしました。個別事案ごとに、逃亡等のおそれに入れ加え、収容により本人が受けける不利益も考慮し、収容か監理措置かを判断するとともに、三ヶ月ごとに収容の要否を必要的に見直すこととしています。監理人に一定の義務が課されることになりますが、逃亡等の防止措置としては最低限のものとなっています。

三つ目は、紛争避難民などを確実に保護する制度が充実される点であります。

現在、我が国は、ロシアによる侵略により避難を余儀なくされたウクライナの方々を二千人以上受け入れております。しかし、現行法下では、紛争避難民など、条約上の難民に該当しないもの道上保護すべき者を確実に保護する制度が十分ではないという指摘がございました。

このため、この今回の法改正におきまして、難民に準じて保護すべき者を紛争避難民等として保護することができるようになり、制度的な裏付けのある支援を行うことができます。

本法案は、国民もですが、ルールを守つて眞面目に生活をする外国人の安全、安心を守ることができる規定となつております。我が国において外国人と日本人とが安全、安心に暮らせる共生社会の実現に必要不可欠な法案であることは明らかでございます。

同時に、このように出入国管理法案をめぐる議論、論点におきましては、人権に深く関わる点も多いことから、慎重に、かつ丁寧に、委員間の間での審議、さらには参考人等からの意見聴取を進めました。杉委員長の手腕は高く評価されるべきであります。

そして、審議が尽くされたとなりましたら、採決を行なうことは委員長の職務として当然ではないでしょうか。杉法務委員長には、解任を正当化するような瑕疵は全くありません。解任をされる理由はどこを探しても全く見付からないのであります。一部野党による理由なき本決議案の提出は全く容認することができないことは明白白々でございます。直ちに退けられなければなりません。その上で、杉法務委員長には、引き続き、公平中立で、そして丁寧、そして円満な委員会運営をお願いしたいと存じます。

以上で、解任決議に賛成反対であると強く申し上げまして、私の反対討論とさせていただきまます。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 福島みずほ君。

(福島みずほ君登壇、拍手)

私は、立憲民主・社民を代表し、法務委員長杉

久武さんの解任動議案に断固賛成の討論を行いました。

政府提出の入管法改悪法案は、天下の悪法です。そして、法務委員会の審議において、この法案の立法事実が完全に崩壊をしました。また、行政のプラックボックスの解明も、緒に就いたばかりです。審議すればするほど、入管庁が極めて

恣意的に難民認定をやつていることや、その審査手続のすさまじが明らかになつてきています。真相究明はこれからではないですか。審議は全く尽くされています。

それにもかかわらず、与野党の合意がない中で、杉委員長が職権で審議の打切りと採決を決めたことは暴挙であり、中立公正の立場で議事をつかさどるべき委員長としては不適格だと断ざるを得ません。

以下、具体的に解任決議案に賛成の理由を述べます。

まず第一に、政府提案の入管法改悪法案が希代の悪法であるにもかかわらず、審議打切りと採決を決めたことです。

第二に、ウイシュマさんの死亡の原因究明が全くされていないままに法案が審議されていることや、難民調査官や難民審査參與員の問題、長期収容や入管施設内の医療体制の問題、送還忌避者の背景事情、入管が送還を促進し職員にノルマを課してきた問題、さらには、日本で生まれ育つてゐる子供たちが強制送還や親との断絶の恐怖に日々おびえている問題など、改善されなければならぬ重大な問題が置き去りにされてしまっています。杉委員長が審議を打ち切る決定をしたことは大問題です。

二〇二二年末、送還忌避者のうち、日本で育つた十八歳未満の者二百九十五人の者の家族について、政府案は何らの具体的な解決策を提示していません。

難民審査參與員の問題も、参議院の審議を通じてその闇が明らかになつてきました。参与員のほとんどの人たちも、参与員の制度の中に常に常設班とそれから臨時班の二種類があることを知りませんでした。書面審査だけで迅速に処理する臨

出入国管理を行う入管庁の職員が難民認定審査を行なうのではなく、立憲民主・社民、日本共産党、れいわ新選組、沖縄の風の四会派で議員立法で提出をした難民等保護法案のように、難民認定制度を入管制度から分離し、独立した第三者機関で行なうべきです。

これまで入管が不認定処分を出し、裁判で国が敗訴して難民認定が認められた多くのケースを見ると、カメリーンの人、コングの人のケースなど、捜査資料が存在していても本物かどうか分からぬとして難民認定されなかつたケースがあります。これだけの証拠資料がありながら、なぜ法務省は難民認定をしなかつたんですか。

重ねて言います。日本の難民制度は機能していません。そのことの徹底的な検証と抜本的な改革が必要です。そのことがないままの採決などあり得ません。

まず第一に、政府提案の入管法改悪法案が希代の悪法であるにもかかわらず、審議打切りと採決を決めたことです。

第二に、ウイシュマさんの死亡の原因究明が全くされていないままに法案が審議されていることや、難民調査官や難民審査參與員の問題、長期収容や入管施設内の医療体制の問題、送還忌避者の背景事情、入管が送還を促進し職員にノルマを課してきた問題、さらには、日本で生まれ育つてゐる子供たちが強制送還や親との断絶の恐怖に日々おびえている問題など、改善されなければならぬ重大な問題が置き去りにされてしまっています。杉委員長が審議を打ち切る決定をしたことは大問題です。

二〇二二年末、送還忌避者のうち、日本で育つた十八歳未満の者二百九十五人の者の家族について、政府案は何らの具体的な解決策を提示していません。

難民審査參與員の問題も、参議院の審議を通じてその闇が明らかになつてきました。参与員のほとんどの人たちも、参与員の制度の中に常に常設班とそれから臨時班の二種類があることを知りませんでした。書面審査だけで迅速に処理する臨

時班を設け、処理をさせてきました。参与員制度の創設時から参与員を務めてきた柳瀬房子さんは、二〇二一年二千三百七十八件、二〇二二年二千二百三十一件を担当し、何と全体の二〇%、二五%を担当しています。百十一人いる参与員の中で全くケースを割り当てられない人がいる中で、余りにも著しい偏りです。対面審査をせず、簡単かつ迅速に処理してよい事件の振り分けを入管庁自身がやり、それを臨時班が一件当たり僅か六分で審査しているのですから、これが公平だとは到底言えません。

参与員の柳瀬房子さんの二〇一九年十一月の専門部会と二〇二一年四月の衆議院法務委員会参考人質疑での発言から、柳瀬さんは一年半の間に五百件の対面審査をやつしたことになります。五月三十日の記者会見でそれが可能かと聞かれた齋藤法務大臣は、可能であると答えたにもかかわらず、夜になつて、言い間違えた、不可能だと訂正をしました。そうなんです。不可能なんです。つまり、柳瀬房子さんの発言の信頼性を齋藤法務大臣自身が否定をしました。

二〇一九年の難民送還専門部会の第一回で、柳瀬房子さんは、難民申請をする人たちの中にほとんどの難民は存在しないと発言し、それが、二回難民申請が認められなければ送還停止効を停止しまさに強制送還ができるというこの法案の根拠になつてきました。その根拠が崩壊したのですから、もはや立法事実が存在しないことは明らかになつたのです。

法務省も、この柳瀬参与員の難民はほとんどの難民認定制度の現状を端的に表したものであると答弁を続けてきました。その前提事実が崩壊したのですから、政府案は廃案しかありません。審議の中で、私は、法務省が何度も何度も参与員の言葉を引用し、難民申請をする人たちの中に常に常設班とそれから臨時班の二種類があることを知りませんでした。

難民はほとんどないと断言することに激しい怒

りとショックを感じました。難民を保護するという観点が全くないんです。

例えば、あるクルド人は、UNHCRから難民該当性があると認定されたにもかかわらず、入管によって難民認定が拒否をされ、トルコに強制送還されました。彼は、迫害の恐怖から、程なくニュージーランドへ脱出し、難民認定され、現在はニュージーランドで市民権を持つて暮らしています。UNHCRが難民と認定し、ニュージーランドでは保護されているのに、なぜこの日本で難民と認められなかつたんでしょうか。

今年十二月、ジュネーブでグローバル難民フォーラムがあります。四年ごとに開かれるこのフォーラムの今年は日本が共同議長国です。ここで日本は、日本には難民はほとんど存在していない、クルド人で難民認定された人は一人しかいませんと宣言をしたら、どれだけの多くの国々の人々は驚くでしょうか。議長国としてふさわしい、真に難民条約や国際人権諸条約にのつとつた難民等保護法と入管法を作るべきです。この悪法を成立させることは絶対に許されません。

第三に、政府案では日本の入管制度の抜本的な問題である全件収容問題と無期限収容問題が解決されず、結局、収容に当たつて司法的チェックが一切入らない問題や無期限に収容できる問題が放置されたまま杉委員長が政府案の採決を決定したことは重大かつ深刻な問題であり、著しく中立性、公平性を欠く暴挙であることです。

難民認定審査制度が国際基準にのつとり、専門性、透明性、中立性ある形で十分に機能しているのであれば、二回難民申請をして認められなければ三回目には送還するということもあり得るかもしれません。しかし、この日本は全く難民認定制度が機能していないんです。そんな中で不認定となつた難民の人を本国に送り返したら、命の危険が発生します。迫害や虐殺や拷問の危険が起こり得るのです。衆議院法務委員会で参考人は、政府

案をこのまま採決することは死刑執行のボタンを押すようなものだと言いました。そのとおりです。

なぜ日本は、ミャンマーのカチンやロヒンギャ、クルド、スリランカなどの国々の人たちを難民と認めて保護しないんでしょうか。これらの方々は、送還すれば命の危険が発生します。このことは命の問題です。私たち国会議員は、市民社会はまさに死刑執行のボタンを押す共犯者となつてはならないのです。

参議院の参考人質疑で二十五歳のクルド人のラマザンさんは、何回も難民申請をした家族が、この法律が施行になれば、トルコに送還をされ、特別在留資格を持つている彼は日本にいることができるけれども、家族がばらばらになることを本当に恐れています。多くの人たちがこの法案が成立したときのことを本当に恐っています。

杉委員長が問題なのは、入管法改悪法案の立法事実の前提条件が崩壊し、難民認定がずさんで問題があること、入管の収容施設の中で死亡する人が出て、極めて非人道であるということが明らかになつても、それに蓋をしたまま改善をしようとせず、職権で審議を終局させて、法案を強硬に成立させようとしていることです。

外国人の命だと言わないでください。この国が人の命を紙切れのように扱うということは、次の瞬間は、私たち日本人の命も紙切れのように扱われるということではないでしょうか。人々を安価な労働力としてしか見ないこの国の政治を変えなければなりません。

数多くの問題に目をつぶり、疑惑に蓋をするかのように採決を強行しようとした杉委員長には、委員長をお辞めいたしかありません。

人が人として扱われる、そんな国をつくろうと、議場にいる全ての皆さんに呼びかけて、私の解任決議案の賛成討論といったしました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 仁比聰平君。

[仁比聰平君登壇、拍手]

私は、日本共産党を代表して、法務委員長杉久武君の解任決議案に賛成の討論を行います。

賛成の理由は、昨日の法務委員会において、入管難民法改定政府案と野党対案一括審議の終了後、再開した理事会で、職権で質疑終局、採決を決めたことに尽きます。

五月十一日の本会議代表質問以降、委員会審議を通じて、衆議院では明らかにされてこなかつた法案の根幹に関わる重大問題が次々と明らかになつています。にもかかわらず、それらの問題に蓋をし、これまで入管行政の闇の中で繰り返されてきた人権侵害をただすことなく政府案を成立させるなど、断じて許されません。今、熟議、再考の府たる参議院に求められているのは、更なる徹底審議です。

審議を尽くすべき問題の第一は、我が国に難民はほとんどないとする誤った認識を正し、国際水準へ転換する、立法府としての責任を果たすことです。

入管庁の一次審査で難民として認められなかつた人が、それをただす不服申立てに関与する難民審査參與員の役割は重大です。ところが、焦点の柳瀬房子参与員を始め一部の参与員は、難民はほとんどいないなどの発言を繰り返し、それが政府案の説明資料や国会答弁で援用されてきたことに、多くの参与員から、あり得ないという抗議の声が広がっています。

法務大臣は、政府案の土台となつた専門部会の委員だった柳瀬氏の発言を我が国の現状を的確に表しているなどと擁護してきましたが、先日三十日、閣議後記者会見の発言を夜になつて訂正するという異常な経過で、柳瀬氏の言う回数の対面審査を行うことは不可能であることを認めるに至りました。

参院審議になつて初めて、入管庁は、年間審査総数の四分の一、千二百件以上もの審査を柳瀬氏が担当したと説明する一方で、他の参与員からは、二年間一件も配分されなかつたとか、入管の不認定を覆す意見述べたら配分を大きく減らされたなどの告発が相次いでいます。難民認定上、極めて重要な当事者へのインタビュー、口頭意見陳述も行わせず、書面審査のみで大量の案件の迅速処理を特別に担う臨時班が存在することも明らかになりました。

難民参与員制度が送還ありきのペルトコンベヤーに組み込まれているのではないか。迫害の危険を示す出身国情報をまともに参照せず、予断を怠つて難民ではないと決め付けて強制送還してきた人権侵害をただすことなく政府案を成立させたなど、断じて許されません。今、熟議、再考の府たる参議院に求められているのは、更なる徹底審議です。

柳瀬参与員は、柳瀬参与員問題は、日本に難民などいないどころか、入管庁による難民認定審査がどれほど正確かを明らかにしつつあります。

政府の立法事実は大きく崩れ始めていると言えます。

提出された資料は、まだごく一部です。極端に偏つた事件配分はどのように行われてきたのか。チエックされるべき入管が自ら行つてきたのではなく、それがUNHCRガイドラインや難民法裁判官国際協会の基準など国際水準からいかに遠いか。資料を委員会に提出させ、審議を深めようではありませんか。

第一は、様々な事情で帰国できない非正規滞在者を一ぐくにして送還忌避者呼ばわりする入管庁のごまかしを明らかにし、人権と人道を尊重する保護と共生への転換を実現することです。

入管庁は、送還忌避者が、令和三年末で累積三千二百二十四人、令和四年末、四千二百三十三人に上るとしきりに強調してきました。ところが、

その内訳や、一年の間に新たに送還忌避者とした者は何人か、一方で、送還や難民認定、人道配慮、在留特別許可を受けるなど送還忌避者ではなくなつた者は何人かと聞いても、業務上統計を作成していないので答弁は困難と拒んでまいりました。法案審議の根幹に関わるという法務委員会の求めで開示された一部の数字だけを見ても、送還忌避者の中に日本社会に根差して生きる多くの人たちがいることが明らかになりつつあります。

とりわけ、そこには日本で育つた十八歳未満の子供が昨年末時点で二百九十五人含まれていること、その両親、兄弟姉妹は二百九十六人、計五百九十一人に上ることがようやく明らかにされました。しかし、そこには含まれていない日本人家族、在留資格が得られた家族、祖父母やおじ、おばなどの実情や、子供たちの教育や将来に立ち塞がる深刻な壁の実態はいまだに明らかになつていません。調査や集計に時間が必要なら、十分な資料提出を受けるまで待ち、審議を尽くすのが当然ではありませんか。

政府案は、難民認定申請が三回目以上になれば、子供たちもその家族も法的に原則強制送還の対象にするものです。

委員会でラマザン参考人は、日本ではまだ守られるべき人たちが保護されていません、彼らは今度の政府案が通つたら送還されるのではないかとおびえていることを知つてください、私も家族が送還されてしまうになるのではないかと不安でとても怖いですと訴えました。

法務大臣は、同じ思いだ、真剣に前向きに検討していきたいと答弁していますが、施行までに検討するというのでは入管庁任せになりかねません。法案の審議を通じて方針を定めるのは立法院の責任であります。入管庁に白紙委任などできるはずがないではありませんか。

最後に、二〇〇七年以降だけで十八件に上る人

管収容中の死亡事件、繰り返される不適切処遇の真相解明、徹底検証はこれからであります。ウイシュマさんの死亡事件は、たまたま起つたものではありません。入管庁が非正規滞在者を一々くりに悪質な送還忌避者としてその縮減を進め、入管の判断だけで収容が上限なく行われば、帰国意思を示すまで自由を奪い続ける拷問のような人権侵害構造の中で引き起こされたものにはかなりません。

ところが、政府案にその根本的な反省はないではありませんか。

二〇一八年以降、入管庁は、本庁で縮減目標を設定し、各入管に達成目標を定めさせ、毎月その状況を報告させ、達成度を重要な業績評価の指標にしてきたことが明らかになりました。これは送還ありきのノルマにはかなりません。

その下で入管庁は、非正規滞在者の様々な事情を顧みず、在留資格の制限や取消し、仮放免取消しによる再収容など、耐え難い長期収容や、生活の糧を奪つたまま放置する仮放免を送還促進の道具としてきました。

難民条約三十三条が定めるノン・ルフールマン原則は、難民及び庇護希望者の重要な経済的、社会的権利を否定し、迫害のおそれのある国に自ら歸る還せざるを得ない状況に追い込むことをも禁ずる原則です。

入管庁が人権侵害の構造をつくり出してきたため訓を踏まえ、改善策に誠実に取り組むなどと答弁を繰り返すその陰で、大阪入管の常勤医師が泥酔し、患者への暴言、不適切な投薬を行つてきたりがスクープ報道されて初めて発覚し、法務省は問題をいつ把握したのかと質問されても答えられません。

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。  
青木愛君外五十七名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。  
現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。  
よつて、表決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、投票を願います。  
議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。  
〔議場閉鎖〕  
〔参考氏名を点呼〕  
〔投票執行〕  
○議長(尾辻秀久君) 投票漏れはございませんか。  
——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。  
〔投票箱閉鎖〕  
○議長(尾辻秀久君) これより開票いたします。  
投票を参考に計算させます。議場の閉鎖を命じます。  
○議長(尾辻秀久君) これにて討論は終局いたしました。  
杉委員長と自民、公明、与党の猛省を促し、法務委員会において更に徹底審議を尽くすことを強く求め、法務委員長解任決議案に賛成の討論を終わります。(拍手)  
○議長(尾辻秀久君) これにて討論は終局いたしました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し十三項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

(賛成者起立)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたしました。よつて、本案は可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長鶴保庸介君。

(鶴保庸介君登壇、拍手)

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました法律案等に関する特別委員会における審査の経過と結果につきまして、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るために、個人番号等の利用の促進を図る行政事務の範囲を拡大するとともに、戸籍等への氏名の振り仮名の追加、預貯金口座情報等の登録の特例の創設、医療保険の資格確認のために必要な書面の交付等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取しましたほか、厚生労働委員会との連合審査会を行いました。

バーカード関連サービスの誤登録等への対応、健康保険証を廃止する理由、マイナンバーカードと資格確認書の交付の在り方、氏名の振り仮名表記の許容範囲等であります。その詳細は会議録によつて御承認願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主党・社民の杉尾理事より反対、日本維新の会の猪瀬委員より賛成、日本共産党の伊藤委員より反対、国民民主党・新緑風会の芳賀委員より賛成の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。杉尾秀哉君。

(杉尾秀哉君登壇、拍手)

○杉尾秀哉君 立憲民主・社民の杉尾秀哉です。私は、会派を代表して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案について、断固反対の立場から討論を行います。

まず、冒頭に申し上げます。

マイナンバーカードをめぐる深刻なトラブルが次々と明らかになり、マイナンバー制度に対する国民の信用は地に落ちました。共同通信の最新の世論調査では、マイナンバーカードの活用拡大に不安だという人が実に七〇%にも達しています。こうした状況にもかかわらず、今週水曜日に法案の委員会質疑が打ち切られ、討論と採決が行われました。国民の命と健康や、個人情報保護などをめぐる不安の声にでき得る限り応え、熟議の府の

参議院らしい充実審議を求めた我々の声が踏みにじられたのは残念なりませんし、また、断じて許されるものではありません。ここに満腔の怒りを込めて抗議します。

事の発端は、マイナンバーカードを使ったコンビニの証明書交付サービスで別の住民票が誤つて交付されているのが発覚したことでした。最初は小さな報道でしたが、その後、参議院での審議が本格化するにつれて徐々に問題が拡大、マイナ保険証での別人の情報へのひも付けから、マイナンバーと預貯金口座をひも付ける公金受取口座の登録ミス、さらにはマイナポイントの別人への付与など、トラブルの連鎖が続きます。

これまでに分かっているだけで、コンビニでの証明書サービスの誤交付が、住民票、戸籍の一部と印鑑登録証明書など、八つの自治体で二十七件、マイナ保険証での個人の個人番号とのひも付けが七千三百十二件で、うち薬剤情報などの閲覧事例が五件、公金受取口座の登録ミスが十四自治体二十件、マイナポイントの誤付与が九十七自治体百二十一件などとなっています。

現在、各自治体や健保組合などで件数やデータ等を精査中ですから、トラブルの全貌はいまだ闇の中、まさにいつまでも続くぬかるみぞです。しかし、これだけ深刻な事態が次々と発覚しても、河野大臣を始めとして、デジタル庁や総務省、そして厚労省など担当者の答弁はまるで人ごとのよう。口先では反省の意を示し、深刻な風を装いながらも、システム業者や現場の自治体、保険者、それと共に通端末の操作を誤った住民など、利用者らに責任を転嫁するかのごとき弁解に終始したのは誠に遺憾と言わざるを得ません。

更に深刻なのは、これらの重大なトラブルが去年春から夏頃までの段階で各自治体から総務省やデジタル庁に報告されていてもかかわらず、情報共有が担当者止まりで、大臣はおろか幹部にも報告が上げられていないかららしいことです。

もちろん、大臣や幹部が知つていて公表しなかつたら大問題ですが、今年五月の一連の問題発覚まで大臣や幹部が知らなかつたというのはもつと大問題、全く組織の体を成していません。

ひたすらマイナンバーの用途拡大とマイナカードの普及に血道を上げる河野大臣らに担当者がそんたくしたのかもしれませんが、上司にも報告せず、国民にも知らせず、こつそりとシステム改修などトラブル処理を進めていたのは、事実上の隠蔽工作と言われても仕方がないでしよう。ちなみに、足立信也大分市長は、誤登録が去年の十一月に発覚し、デジタル庁に報告したのに、デジタル庁は自治体名を公表しない姿勢だったと明らかにしています。

委員会での質問に対する河野大臣や政府参考人の知らなかつたという答弁の連発を聞いて、私はまさに開いた口が塞がりませんでした。と同時に、こんな組織には国民の大大事な個人情報は任せられないとも思いました。日本の官僚機構は一体どうなつてしまつたんだしようか。

問題の根底にあるのは、政府が今年三月末までに全国民にマイナカードを行き渡らせるという目標を掲げ、交付率アップをしやにむに目指して総額二兆円もの予算を投じたマイナポイントや、期限を切つた健康保険証の廃止などの諸施策を強引に進めてきたことにあります。その拙速な政策のツケがここに来て一気に噴き出したと言わざるを得ません。

また、様々なトラブルが続発する中で浮かび上がつたのが、マイナンバーというシステム自体が抱える根本的な問題です。これは決して偶然ではありません。利活用の範囲をどんどん広げた結果、付随するシステムのバグや人為的ミスが次々と発生し、その都度対処療法で済ませようとしているのはまるでモグラたたきのよう。かかる事態の深刻さを把握しようともせず対処療法を繰り返す政府に、世界でも例を見ない前代未聞のマイナ

## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案

ンバーという巨大システムを果たして適切に運用できるのか、国民の不安と疑惑は膨らむ一方であります。

こうした一連のトラブルの中でも、国民生活に最も重大な影響を与えるかねないのは、マイナカードと保険証の一体化と健康保険証廃止問題です。そもそも、カードの取得 자체は申請主義で任意であるのに、国民皆保険の下での健康保険証を一方的に廃止し不利益を生じさせることは断じて認められません。とりわけ、障害がある人や介護を必要とする高齢者など、社会的に弱い人たちをより困難な立場に追い込みかねない極めて深刻な問題です。

実際の医療現場ではマイナ保険証をめぐる混乱が続いている、例えば全国保険医団体連合会の調べでは、オンライン資格確認システムを運用して

いる医療機関の何と五九・九%で他人の情報がひも付けられていたなどのトラブルが発生、また保険加入の資格が確認できず窓口で医療費が全額自己負担となつたケースは実際に三百九十三件にも上るそうです。それでも今はまだ紙の保険証で確認ができるから何とかなりますけれども、来年秋に保険証が廃止されたら一体どんな混乱が起きるのか、想像するだに恐ろしい。

また、入所者の保険証を預かるところが多い高齢者施設では、九四%がマイナンバーカードの管理ができない、このように回答しています。さらには、廃止後の健康保険証に代わる資格確認書の運用も全てはこれからということで、幾ら何でもこれはでたらめ過ぎではないでしょうか。

政府の一連の対応に、今、医療現場や介護現場には不安と怒りや抗議の声が渦巻いています。こうした国民皆保険や地域医療の崩壊にもつながりかねない施策を、私たちは絶対に認めるわけにはいきません。来年秋の健康保険証廃止方針を撤回するか、さもなくば保険証に代わる資格確認書を全ての国民に職権で交付すべきです。

なお、今回の束ね法案には、マイナンバーのなしが自動的にマイナンバーと口座をひも付けすること、さらには戸籍などの記載事項に氏名の振り仮名を追加する項目も盛り込まれていて、これらの法改正が地方自治体や国民に与える影響も無視できません。

もちろん、一連の法案の中には、国民の利便性向上につながり、賛同できるものもあることは事実ですけれども、それ以上に懸念点が多過ぎることや国民に対するデメリットの大きさなどを考えると、こうした法案審議のやり方そのものに重大な疑義があることも申し述べます。

冒頭申し上げたマイナ保険証の誤登録やマイナボイント、公金受取口座など一連のトラブルを受け、岸田総理は河野大臣に対してデータやシステムの總点検などの徹底を指示しました。また、マイナ保険証の別人登録でも、厚労大臣が医療保険者に対しても加入者データの点検を指示したばかりです。

そこで、再度申し上げます。これら作業が進められているさなかに法案を可決させるべきではありません。まずは、ここで一旦立ち止まり、制度の不備など実態を把握し、トラブルの全容を解明した上で、再発防止のための対策について再検証すること、そして何より、問題の根底にあるマイナンバー制度とマイナカードに対する国民の不安と不信を解消することが先決です。

そのためにも、政府にはマイナカードの運用を一旦停止する勇気を持っていただきたい。そして天下の愚策である保険証廃止方針を撤回していただきたい。それまでは絶対に法改正を急ぐべきではありません。

今回の一連の審議の過程で、誰一人取り残さないデジタル化という政府のスローガンが全く空疎

なものではあります。将来的には経過措置を終わらせ、一本化を図つていくよう求めます。このマイナ保険証については、医療機関や高齢者施設の運営側、また障害の当事者からも、その申請手続や利用場面において様々な不安や不便を抱えているとの指摘がありました。また、一体化によってあたかも国民皆保険の制度自体が揺るがされるかのような誤解が今般の審議においても見受けられました。

私たちこそが眞の国民のための行政を推進する政党です。そのことを強く強く申し上げて、反対討論いたします。御聴取ありがとうございました。（拍手）

○議長（尾辻秀久君） 猪瀬直樹君。

（猪瀬直樹君登壇、拍手）

○猪瀬直樹君 日本維新の会、猪瀬直樹です。会派を代表して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案、いわゆるマイナンバー法等の一部改正法案について、賛成の立場から討論いたします。

二〇一六年一月に行政手続におけるマイナンバーの利用が始まって七年がたちました。当初、普及がなかなか進まなかつたマイナンバーカードも、二〇二〇年十月に普及率が二〇%を超えた辺りから加速し、現在では国民の三分の二を上回りました。

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現のための社会基盤ですと政府は説明しているが、マイナンバー制度の普及率が一〇〇%とならなければ、様々な行政の効率化が進んで、そこから新たな財源を生み出すことは不可能となるはずです。日本維新の会は、今回の改正法案について、そのゴルに向かたプロセスとして重要な一步だと考えています。

本改正法案においては、公金受取口座登録の新たな方式として、いわゆるオプトアウト方式の導入が予定されています。これは、既に公金に近い性格である公的年金を受け取っている口座であり、受給者の利便性を考えても妥当なやり方と考えます。今後は高齢者だけでなく現役世代に対しても、国税の還付金や各種手当の受取口座を活用して同じ方式で公金受取口座の登録を進め、コロナ禍に匹敵するような

遠のいてしまいます。将来的には経過措置を終わらせ、一本化を図つていくよう求めます。このマイナ保険証については、医療機関や高齢者施設の運営側、また障害の当事者からも、その申請手続や利用場面において様々な不安や不便を抱えているとの指摘がありました。また、一体化によってあたかも国民皆保険の制度自体が揺るがされるかのような誤解が今般の審議においても見受けられました。

ただ、残念ながら、この導入メリット、例えば薬の処方履歴などに、健康や医療に関するデータをマイナボーナルでいつでも確認でき、投薬の確認や重複を避けられることなどが国民に広く理解されているとは言い難い状況です。

更なる普及促進を図るためにには、これら現場の声に真摯に耳を傾け、多くの課題に対してきちんと解決策を考え、現場の実態に合わせた丁寧な導入を進めるとともに、その導入意義と国民のメリットについて一層の周知徹底を図つていかなければなりません。

今回の審議のさなかには、マイナ保険証に他人の情報がひも付いてしまう事象が七千件以上も発生したことが明らかになりました。このようなシステムエラー、ヒューマンエラーなどの不手際は、制度全体への信頼を損するがしかねません。徹底した原因究明と再発防止策を、國民から見て分かりやすく、納得できる形で行うこと強く求めます。

また、本改正法案においては、公金受取口座登録の新たな方式として、いわゆるオプトアウト方式の導入が予定されています。これは、既に公金に近い性格である公的年金を受け取っている口座であり、受給者の利便性を考えても妥当なやり方と考えます。今後は高齢者だけでなく現役世代に対しても、国税の還付金や各種手当の受取口座を活用して同じ方式で公金受取口座の登録を進め、コロナ禍に匹敵するよう

(号外)

事態がこの先生じた場合、今度こそ簡便で迅速な公的給付ができる体制を実現すべきと考えます。デジタル化の発足は、言わばこの国の形を変えるための挑戦でした。これからも日本が先進国の一角を形成するなら、デジタル化は不可欠です。

しかしながら、河野デジタル大臣は今般の審議において、日本維新的会が主張してきたマイナンバーカードの義務化には慎重姿勢を崩しませんでした。

我々は今回の法改正を一步前進と捉え、今後、

制度設計時の目標であつたはずの全ての銀行口座とのひも付けやカード発行の義務化を実現し、政

府自らが掲げる行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現、その全てを達成するよう強く申し上げて、賛成討論といったします。

(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 山下芳生君。

[山下芳生君登壇、拍手]

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表して、いわゆるマイナンバーカード等改定案に対し、反対の討論を行います。

そもそも、本日の会議でこの法案を採決することが許されるのでしょうか。政府はこの間、河野太郎デジタル大臣を先頭に、マイナンバーカードは便利です、安全ですと大宣伝し、カードを持てばポイントが付きます、カードに保険証や年金口座を付ければポイントが更に増えます、合計二万ポイントですなどと、本来任意であるはずの国民のマイナンバーカード取得をあおりにあおってきました。

ところが、今起つてることとは何か。コンビニで他人の住民票が出る、病院で他人の診療情報や薬剤情報が出る、ポイントが他人のカードに付与されるなど、このシステムに対する国民の信頼を崩壊させる深刻なトラブルの連続です。委員会での私の質問に対し、河野大臣は、憲法が保障する国民の生存権、財産権、個人の尊厳を脅かす重

大なトラブルだということを認めました。だからこそ、総理の指示でデータとシステムの総点検を行ったこととなつたのです。

ならば、まず政府として総点検を行い、国会に

対策を示すのが当たり前ではありませんか。その

上で、トラブルの全容解明はされたのか、再発防止は十分なのかをチェックするのが国会の役割ではありませんか。総点検どころか、目の前でトラブルが相次いでいるさなかに、審議を打ち切つて

法案だけ通すというのは、国民に対する国会の責

任放棄だと言わなければなりません。審議打切

り、採決強行に厳しく抗議するものであります。

本法案は、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードを国民に事実上強制するものです。

反対理由の第一は、法案が、保険証一枚で誰も

が安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の崩壊につながるものだからです。

開業医の六三%が加入する全国保険医団体連合会、保団連の最新の調査によると、オンライン資格確認でトラブルがあつたと回答した医療機関が六割に上ります。主なトラブルは、有効な保険証が無効と判定された、顔認証付きカードリーダーの不具合が起つたというものであり、トラブルへの対処として最も多かったのは、その日に持ち合っていた健康保険証で資格確認をしたという回答でした。

厚労省が指定医を取り消すぞと療養担当規則を改定してまで強引に普及してきたオンライン資格確認ですが、マイナ保険証での利用者がまだまことにあります。

参考人質疑で、保団連の竹田智雄副会長は、百

二十人が入居するある特別養護老人ホームでは、

ほぼ全員の保険証を原本で預かっていて、預かり

証を発行し、施設内で鍵付きの棚で管理している

ことを紹介されました。この施設では、年間百四十件、二日に一回程度、外部の医療機関での受診

に職員が付き添つているとのことでした。

竹田さんは、マイナ保険証は現行の保険証以上

りませんか。

昨日、大阪、兵庫、埼玉の保険医協会の先生方が議員会館の私の事務所を訪ねてこられました。

共通して訴えられたのは、今はマイナ保険証で受

診する患者は一つの診療所で週に一人か二人しか

いない、みんな保険証も持つてきているのでトラブルが起つても対応できる、しかし保険証が廃止されてマイナ保険証のみで受診する患者がどう

と増えたらとても対応できない、保険証を残してほしいということでした。

このまま健康保険証を廃止することになれば、システムの不具合によつて患者が窓口で十割の負担を要求されるケースが増えることは避けられま

せん。負担が重くて必要な受診ができなくなる、患者と医療機関の間で深刻なトラブルとなるなど、全国の医療機関で診療が停滞、中断する事態に発展しかねません。国民に大迷惑を掛けることになる本法案を通すことは許されません。

反対理由の第二は、法案によつて、介護が必要な高齢者や障害者など、立場の弱い人たちの医療を受ける権利が奪われることになるからです。

法案は、これまで国と保険者の責務として国民、被保険者に届けられてきた現行の保険証を廃止し、本人の申請による交付方式へと制度を大転換するものです。しかし、審議を通じて、申請漏れや更新漏れによって保険医療を受けられない無保険者が出ることは避けられないことが明らかになりました。

参考人質疑で、保団連の竹田智雄副会長は、百

ドレリストが写つてゐるからと却下された、全盲で病気のため黒目がない人について、黒目がないか

ら写真を撮り直せという指導もあつたとのことでした。また、利用するときにも、医療機関で受診するとき、顔認証がエラーになる、不随意運動が

する人、一定のところに顔を置けない人はカメラの認証が作動しない、暗証番号の入力が難しい人は言葉で伝えてやつてもらうのは怖さがあるとも

言わされました。

政府は、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化をなどと言いますが、本法案は、介護高齢者や障害者など、最も弱い立場にある人々を取

り残すものとなつています。

審議の中で河野大臣が、保険証が廃止された

マイナ保険カードを申請できない介護高齢者や

障害者の医療を受ける権利が剥奪されてしまうこ

個人情報漏えいや不正利用などの重大な事故が起

これば大問題になる、扱い手不足と新型コロナ対

応で苦労を重ねている高齢者施設の職員に更に重

大な責任を負わせるような進め方は切にやめてい

ただきたいと訴えられました。

法案では、施設の入居者がマイナ保険証の申請

が難しい場合、本人の意思を基にケアマネなどが代理申請することが可能とされています。しかし

し、竹田さんは、ケアマネに代理申請を求められても、説明、申請など、本来業務ではないのでま

ずできないと述べられました。

施設入居者のマイナ保険証の申請を一体誰がす

るのか、政府から具体的な方策は示されておりま

せん。訪問・在宅医療、高齢独居の方々のマイナ

保険証の申請、管理も未解決のままであります。

同じく参考人質疑で、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会、障害者連合の家平悟事務局長は、

障害者の場合、マイナ保険カードの申請、取

得、管理、利用のそれぞれに大きな問題を抱えて

いると告発されました。

申請するときに、顔写真の背後に車椅子のヘッ

ドレストが写つてゐるからと却下された、全盲で

病気のため黒目がない人について、黒目がないか

ら写真を撮り直せという指導もあつたとのことで

した。また、利用するときにも、医療機関で受診

するとき、顔認証がエラーになる、不随意運動が

する人、一定のところに顔を置けない人はカメラ

の認証が作動しない、暗証番号の入力が難しい人

は言葉で伝えてやつてもらうのは怖さがあるとも

言わされました。

政府は、誰一人取り残されない、人に優しいデ

ジタル化をなどと言いますが、本法案は、介護高

齢者や障害者など、最も弱い立場にある人々を取

り残すものとなつています。

審議の中で河野大臣が、保険証が廃止された

マイナ保険カードを申請できない介護高齢者や

とを、保険証廃止を表明した時点で認識していませんでした。その責任は極かつたことも明らかとなりました。その責任は極めて重大あります。

自身も首の骨を折ったことで全身に麻痺が残っている家平さんは、車椅子の上から、法案は支援を必要とする人たちの社会的地位を大きく引き下げ、障害者を厄介者いなくてよい者など、人間として生きる価値や意味までもおとしめることになると訴えました。

このような法案を通することは断じて許されません。政府の一存でマイナンバーの情報連携の対象を拡大できるようにすること、本人の同意なしに公金受取口座がひも付けられてしまうことも大問題です。仮に法案が強行されたとしても、矛盾はなくなりません。国民の鬱いは一層大きくなることになると指摘し、反対討論とします。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 芳賀道也君。

(芳賀道也君登壇、拍手)

○芳賀道也君 国民民主党・新緑風会の芳賀道也です。

会派を代表して、本法案に賛成の立場から討論をいたしますが、まず、本法案の審議中に明らかになつたマイナンバーに関する様々なトラブルになりました。政府には猛省を求めるべきだと思います。政府がしっかりと国民の信頼を得ていくことが欠かせない要素だと思います。

本法案の審議入りに際し、我が会派の伊藤孝恵議員が、四月二十八日、参議院本会議で指摘したように、個人情報の流出や悪用を防ぐセキュリティの信頼性を高め、きちんととしたプロセスで政策決定や投資がなされ、濫用を防ぐ実効的なガバナンスの仕組みを法律で定めた上で、マイナンバーによって政府はどういう社会を実現しようとしているのか、今は一体どのフェーズなのかなど、青写真を国民と共に

し、各種手続における効率化や利用範囲の拡大、利便性を高めていくことで国民から支持されるこそ正道、正しい道です。

そして、マイナンバー法第一条の目的規定によるように、行政運営の効率化と行政分野における公正な給付と負担の確保を図り、これらの者に対する公正な給付と負担の手続を行い、又は行政機関に申請、届出その他の手続を行い、これらが公金の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡単な手段その他の利便性の向上を得られることが本来あるべき姿です。

こうした目的の下に行われる本改正案は、私たちの考え方ともその方向性を一にするものであり、賛成いたします。ただ、審議の過程では様々な懸念も明らかになりましたので、国民の皆さんにとって安心・安全の仕組みになることを期待して、以下、付言をいたします。

マイナンバー保険の懸念の第一は、マイナンバー保険証の義務化によって、障害者や難病の方が医療を受けることが困難になる可能性や、医療現場でトラブルが多発することで、さらにマイナンバー保険証を申請しない人が保険医療を受けられないという懸念です。

五月十七日の参考人質疑では、障害当事者の家平参考人から、マイナンバー保険証によつて障害者や難病の方が必要な医療が受けられなくなるという切実な問題について、当事者を代表して力強く具体的に説明をいただきました。そして、同じく参考人の全国保険医団体連合会の竹田副会長からは、マイナンバー保険証やオンライン資格確認などで医療現場でトラブルが多発している現状の御説明があり、約一割の医療機関が病院を閉めることがあります。バグを可能な限り解消するようリース前に十分にテストやチェックを重ねることは、デジタル化を進める上での大前提です。

新たなシステムを始めた際にはデータの誤りやバグと呼ばれるプログラム上のトラブルが出てしまうのは仕方がないとの専門家の擁護的な発言も聞きますが、バグを可能限り解消するよう

は、第二に、マイナンバー保険証の誤登録や公金口座として他人の口座をひも付けたトラブル、マイナポイントをほかの方に付与してしまつたトラブルを厚労省や総務省、デジタル庁など霞が関の官公庁が認知していたにもかかわらず、国民に公示しなかつたことです。

報道されているように、今年四月に就任した大分市の足立信也市長によれば、大分市内の方の公金口座のひも付けが間違つていたのが発覚した昨年十一月、正しい口座へと登録を修正して住民に謝罪し、その上で市役所はデジタル庁に報告しました。ところが、デジタル庁は大分市に対し、個別の案件で的人的なエラーなので自治体名を公表しないという指示をした模様であり、隠蔽と言われても仕方のない対応です。その後、大分市からデジタル庁に再度相談の上、五月下旬に足立市長がこの事実を公表しました。

厚生労働省は、今年の二月にはマイナンバー保険証の誤登録が七千三百件以上あったことをデジタル庁の会議で報告していました。しかし、この問題について国民への周知を図らず、参議院での地方デジタル委員会の審議前後に報道で取り上げられるようになつた後、五月二十三日、全ての保険者に登録の確認を求めました。

五月二十三日、全ての保険者に登録の確認を求めました。

○議長(尾辻秀久君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(尾辻秀久君) 賛成者起立

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第三 令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長古賀友一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

最後に、委員会採決の運びについても一言申し上げます。

マイナンバー保険証の誤登録や公金口座として他人の口座をひも付けしたトラブル、マイナポイントをほかの方に付与してしまつたトラブルなどを厚労省や総務省、デジタル庁など霞が関の官公庁が認知していたにもかかわらず、国民に公金口座として他人の口座をひも付けたトラブル、マイナポイントをほかの方に付与してしまつたトラブルなど、これだけ様々なトラブルが発生している中、法案採決に入るタイミングについて鶴保委員長が極めて適切な御判断を示してくださいました。私もかかわらず、このような運びになつたことについては遺憾です。

以上となります。改めて、政府が信頼性を高めていくことに本気になって取り組まないと制度の理解や利用拡大が進まなくなるため、政府にはしっかりと取り組んでいただきことをお願いして、私、芳賀道也の討論といたします。(拍手)

官 報 (号 外)

〔古賀友一郎君登壇、拍手〕

○古賀友一郎君　ただいま議題となりました法律

案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金及び令和五年度予算

に係る出産・子育て応援給付金について、その支

緑の趣旨は鑑み、差掲えを禁止する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長

橋本岳君より趣旨説明を聴取した後、予備費を使

ましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたい

ます  
質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一

致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたしま

す  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(尾辻秀久君) [賛成者起立] 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されまし  
う。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十五分散会

出席者は左のとおり。

議長 尾辻秀久君  
副議長 補行吾  
長兵

議員  
上卷

伊藤 拓君  
山添 岩渕 吉良よし子君  
君 友君

令和五年六月二日 參議院會議錄第二十八号

高野光二郎君	酒井庸行君	堂故茂君
猪口邦子君	片山さつき君	
松村房江君	佐藤信秋君	
石井浩郎君	太田俊郎君	
岡田直樹君	大島九州男君	
吉川ゆうみ君	寺田	
吉井章君	寺田	
藤井一博君	吉川ゆうみ君	
生稻晃子君	吉井章君	
宮崎雅夫君	吉井一博君	
進藤金日子君	吉川ゆうみ君	
古賀友一郎君	吉井章君	
佐藤伸吾君	吉井一博君	
北村経夫君	吉川ゆうみ君	
西田昌司君	吉井章君	
石井準一君	吉川ゆうみ君	
佐藤正久君	吉井章君	
佐藤弘成君	吉川ゆうみ君	
世耕三三君	吉川ゆうみ君	
武見敬太郎君	吉川ゆうみ君	
伊波洋一君	吉川ゆうみ君	
山本昌史君	吉川ゆうみ君	
齊藤健一郎君	吉川ゆうみ君	
古庄太郎君	吉川ゆうみ君	
友納理緒君	吉川ゆうみ君	
田中玄知君	吉川ゆうみ君	
加藤明良君	吉川ゆうみ君	

梶原	今井絵理子君	大介君
青山	繁晴君	
山下	雄平君	
山田	宏君	
赤池	誠章君	
古川	俊治君	
森	祐介君	
中西	まさこ君	
山谷	えり子君	
有村	治子君	
鶴保	庸介君	
中曾根	弘文君	
大椿	ゆうこ君	
三上	えりり君	
高木	真理君	
柴	慎一君	
横沢	高徳君	
小沼	巧君	
田島	麻衣子君	
石垣	のりこ君	
森屋	隆君	
小沢	雅仁君	
森本	真治君	
吉川	國義君	
野田	通宏君	
石橋	龍平君	
木村	俊二君	
蓮	沙織君	
福山	筋君	
芳賀	英子君	
竹詰	哲郎君	
塙村	道也君	
あやか君	仁君	
嘉田由紀子君		



官 報 (号 外)

## 審査報告書

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

令和五年五月三十一日

東日本大震災復興特別委員長 古賀之士  
参議院議長 尾辻秀久殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、福島の復興及び再生を一層推進するため、市町村による特定帰還居住区域復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた同計画に基づく国による土地改良事業等の代行及び国の負担による土壤等の除染等の措置等について定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 一、費用

本法律施行のため、令和五年度東日本大震災復興特別会計予算に特定復興再生拠点区域外除染等事業費として約五十二億円が計上されている。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 特定帰還居住区域の避難指示解除に向け、住民が安心して帰還できるよう、各地域の現状や住民・地元自治体等の意向を十分に踏まえ、生活圈を幅広く捉えながら、除染の手法・範囲等を決定するとともに、住民間の分断や不公平が生じないよう十分に配慮し、早期に除染や環境整備等に取り組むこと。

二 住民の帰還意向の確認に当たっては、帰還に

ついて早期に判断できない住民に十分配慮し、確認の機会を複数回設けるとともに、近隣住民の動向を始めとする住民の判断に資する情報

を適時適切に提供するなど、地元自治体と連携しつつ、住民の意向の丁寧な把握に努めるこ

と。

三 帰還意向のない住民の土地・家屋等の扱いに

ついては、住民・地元自治体等と協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、可能な限り早急に方針を示すこと。

四 自主避難者、県外避難者を含めた避難者の人

権を最大限尊重し、最後の一人に至るまで必要な支援を継続すること。また、特定帰還居住区域の設定に当たっては、長期にわたり避難生活を行ってきた避難者の事情を十分に踏まえ、住民の意向に柔軟に対応し、避難先と特定帰還居

住区域での二地域での居住を当面の間認める

に、帰還者等の安全を確保し、安心して生活で

きるよう、国は生活環境整備を着実に実施した

上で、将来的に帰還困難区域全ての避難指示解

除を行うこと。加えて、福島の森林・林業の再

生や帰還環境の整備に向けた必要な措置を講ずること。

五 避難指示解除区域等に帰還した住民が安心し

て生活できる環境を整えるため、引き続き、営農再開、事業・生業の再生、教育環境、医療、介護・福祉サービスの再構築を進めるための支

援を継続すること。

六 避難指示解除区域等の帰還環境の整備に加え、福島国際研究教育機構の設立により、移住・定住や交流・関係人口の拡大が見込まれることから、帰還者と移住者が共生できるまちづくりを進めること。その際、地域の伝統や文化の再構築にも十分配慮すること。

七 福島浜通り地域等は、原子力災害の影響に伴

う急激な人口減少等により、産業の担い手不足が続いているが、将来にわたり活力ある地域としていく上では、働く場を十分に確保する必要があることから、福島国際研究教育機構の設立に伴う産業集積に資する必要な支援を継続すること。

八 福島浜通り地域等が持続的な発展を遂げるには、復興をリードする地域の人材育成が重要であることから、地域の教育機関等との連携の下、地域の高専生や高校生を始め、小中学生も含めたシームレスな形での福島国際研究教育機構による地域人材に対する育成の仕組みを構築するなど、機構の教育機能を充実させること。

また、機構が世界に冠たる創造的復興の中核拠点となるよう世界最先端の研究を実施するのにふさわしい研究マネジメント体制を早急に構築すること。

九 重要な課題であるALPS処理水の処分については、これまで以上に積極的な情報公開や広報活動を行うことによって国民的議論を深め、関係者の声に真摯に耳を傾けつつ、誠意を持つて丁寧かつ十分な説明を重ね、信頼関係を構築すること。ALPS処理水の処分により、新たな風評を発生させず、事業者が将来に向け安心して事業を継続していくことを可能とするとともに、諸外国への輸入規制撤廃に向けた更なる働きかけ、食の安全確保や放射線に関する理解の増進など、国を挙げて風評払拭に取り組むこと。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

令和五年五月十二日

参議院議長 尾辻秀久殿

衆議院議長 細田博之

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

官報 (号外)

目次中「特定復興再生拠点区域復興再生計画」及び「これ」を「特定復興再生拠点区域復興再生計画」及び「特定帰還居住区域復興再生計画並びにこれらに、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を「特定復興再生拠点区域復興再生計画」及び「特定帰還居住区域復興再生計画」に、「第十七条の六」を「第十七条の十二」に、「第十七条の七—第十七条の十七」を「第十七条の十三—第十七条の二十三」に、「第十七条の十八—第十七条の三十三」を「第十七条の二十四—第十七条の三十九」に改める。

第五条第二項第四号中「同じ。」の下に「及び特定帰還居住区域(第十七条の九第一項に規定する特定帰還居住区域)をいう。第七条第二項第四号において同じ。」を加え、同項第五号中「認定」の下に「及び第十七条の九第一項に規定する特定帰還居住区域復興再生計画の同条第六項の認定」を加える。

第七条第二項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 特定帰還居住区域の復興及び再生の推進のための実施すべき施策に関する事項

第七条第四項第一号中「第十七条の十八第一項」を「第十七条の二十四第一項」に改め、同号二中「第十七条の十九第二項第一号亦」を「第十七条の二十五第二項第一号亦」に改め、同項第二号中「第十七条の十八第二項」を「第十七条の二十四第一項」に改め、同条第六項中「第二項第六号」を「第二項第六号」に改め、同条第十項第一号中「第二項第五号」を「第二項第六号」に改め、同項第二号中「第二項第六号」を「第二項第七号」に改める。

の下に「以下同じ」を加える。  
第十七条の三を次のように改める。  
(認定に関する処理期間)  
第十七条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第六項の認定に関する処分を行わなければならない。  
2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第六項の認定に関する処分を行なうことができるよう、速やかに、同条第七項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。  
第十七条の三十三第四項中「第十七条の三十三第一項」を「第十七条の三十九第一項」に改め、第三章第三節中同条を第十七条の三十九とする。  
第十七条の三十二中「第十七条の二十」を「第十七条の二十六」に、「第十七条の十九第二項第一号へ」を「第十七条の二十五第二項第一号へ」に、「第十七条の十九第三項第三号」を「第十七条の二十五第三項第三号」に改め、同条を第十七条の三十八とする。  
第十七条の三十一第二項中「第十七条の十九第三項第四号」を「第十七条の二十五第三項第四号」に改め、同条を第十七条の三十七とする。  
第十七条の三十の前の見出しを削り、同条中「第十七条の二十」を「第十七条の二十六」に、「第十七条の三十一第一項」を「第十七条の三十七第一項」に、「第十七条の三十の」を「第十七条の三十六の」に改め、同条を第十七条の三十六とし、同条の前に見出しとして「農地中間管理事業の推進に関する法律の特例」を付する。  
第十七条の二十九中「第十七条の二十七」を「第十七条の三十三」に改め、同条を第十七条の三十五とし、第十七条の二十八を第十七条の三十四とし、第十七条の二十七を第十七条の三十三とす  
る。

第十七条の二十六中「第十七条の二十八」を「第十七条の三十四」に、「第十七条の十九第二項第一号口」を「第十七条の二十五第二項第一号口」に改め、同条を第十七条の三十一とする。

第十七条の二十五中「第十七条の二十」を「第七条の二十六」に改め、同条を第十七条の三十一とする。

第十七条の二十四第一項中「第十七条の二十」を「第十七条の二十六」に改め、同条第二項中「第七条の二十」を「第十七条の二十六」に、「第十七条の三十」を「第十七条の三十六」に改め、同条第三項及び第四項中「第十七条の二十」を「第十七条の二十六」に改め、同条を第十七条の三十とする。

第十七条の二十三中「第十七条の二十」を「第七条の二十六」に改め、同条を第十七条の二十九とする。

第十七条の二十二第二項中「第十七条の十九第一項」を「第十七条の二十五第一項」に改め、同条を第十七条の二十八とし、第十七条の二十一を第十七条の二十七とし、第十七条の二十を第十七条の二十六とする。

第十七条の十九第二項中「それぞれ」を削り、同項第一号イ及び同条第三項第五号中「第十七条の三十一第一項」を「第十七条の三十七第一項」に改め、同項第十号中「第十七条の二十五第一項」を「第十七条の三十一第一項」に改め、同条を第十七条の二十五とし、第十七条の十八を第十七条の二十四とする。

第十七条の十七第二項中「認定特定復興再生拠点区域〔〕を「認定特定復興再生拠点区域等〔〕に、「以下この条」を「次項」に改め、「同じ」と下に「又は認定特定帰還居住区域復興再生計画(第十七条の九第一項第七号に掲げる事項に係る部分に限る。次項において同じ。)」を加え、同条第二項中「に従つて行う土壤等の除染等の措置について」を「又は認定特定帰還居住区域復興再生計画(以下こ



官 報 (号外)

<p>域復興再生計画」を「特定復興再生拠点区域復興再生計画等」に改め、同条第一項中「第十七条の六」を「第十七条の十二」に、「の作成」を「又は特定居住区域復興再生計画(以下この条から第十七条の十二までにおいて「特定復興再生拠点区域復興再生計画等」という。)の作成」に、「特定復興再生拠点区域復興再生計画の素案」を「特定復興再生拠点区域復興再生計画等の素案」に改め、同条第二項中「第十七条の六」を「第十七条の十二」に、「特定復興再生拠点区域復興再生計画提案」を「特定復興再生拠点区域復興再生計画等提案」に、「特定復興再生拠点区域復興再生計画の素案」を「特定復興再生拠点区域復興再生計画等の素案」に、「に基づく」を「(第七条第二項第三号又は第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)に基づく」に改め、同条を第十七条の十とする。</p> <p>第十七条の三の次に次の六条を加える。</p> <p>(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更)</p> <p>第十七条の四 第十七条の二第六項の認定を受けた特定避難指示区城市町村の長は、当該認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画(以下「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。)の変更(復興庁令で定める軽微な変更を除く)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2 第十七条の二第四項から第八項まで及び前条の規定は、前項の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更について準用する。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第十七条の五 内閣総理大臣は、第十七条の二第六項の認定(前条第一項の変更の認定を含む)を受けた特定避難指示区城市町村の長(次項、次条並びに第十七条の八第一項及び第二項において「認定特定避難指示区城市町村長」という)に対し、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画(認定</p>	<p>特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更があつたときは、その変更後のもの。(以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができるものとして、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の記載された特定復興再生拠点区域復興再生事項の実施の状況について報告を求めることがある。</p> <p>(措置の要求)</p> <p>第十七条の六 内閣総理大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の適正な実施のため必要な措置を講ずることを求めることがあると認めるときは、認定特定避難指示区城市町村長に対し、当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることがある。</p> <p>2 関係行政機関の長は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域復興再生事項の適正な実施のため必要な措置を講ずることを求めることがあると認めるときは、認定特定避難指示区城市町村長に対し、当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることがある。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、認定特定避難指示区城市町村長、関係地方公共団体及び認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された第十七条の二第四項に規定する事業を実施する者は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p> <p>(特定帰還居住区域復興再生計画の認定)</p> <p>第十七条の七 内閣総理大臣は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が第十七条の二第六項のほか、特定避難指示区城市町村の長は、福島復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画(第七条第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。第六項第一号において同じ。)に即して、復興庁令で定めるところにより、特定帰還居住区域(特定避難指示区城内の区域(特定復興再生拠点区域の区域その他復興庁令で定める区域を除く。)であつて次に掲げる条件のいずれにも該当するもののうち、特定避難指示の解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指すものをいう。以下同じ。)の復興及</p>
---	---

報 (号外)

- 二 特定帰還居住区域復興再生計画の意義及び  
目標

三 特定帰還居住区域復興再生計画の期間

四 帰還する住民が原子力発電所の事故の発生  
前に営んでいた事業の再開のための支援に關  
する事項

五 道路その他の公共施設の整備に關する事項

六 生活環境の整備に關する事項

七 土壌等の除染等の措置、除去土壌の処理及  
び廃棄物の処理に關する事項

八 前各号に掲げるもののほか、特定帰還居住  
区域の復興及び再生に關し特に必要な事項

3 前項第四号から第七号までに掲げる事項に  
は、特定避難指示区城市町村が実施する事業に  
係るものと記載するほか、必要に応じ、当該特  
定避難指示区城市町村以外の者が実施する事業  
に係るものと記載することができる。

4 特定避難指示区城市町村の長は、特定帰還居  
住区域復興再生計画に當該特定避難指示区城市  
町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載  
しようとするときは、当該事項について、あら  
かじめ、その者の同意を得なければならない。

5 特定避難指示区城市町村の長は、特定帰還居  
住区域復興再生計画を作成しようとするときは、  
あらかじめ、福島県知事に協議しなければなら  
ない。

6 内閣総理大臣は、第一項の規定による申請が  
あつた特定帰還居住区域復興再生計画が次に掲  
げる基準に適合すると認めるときは、その認定  
をするものとする。

一 福島復興再生基本方針及び認定福島復興再  
生計画に適合するものであること。

二 当該特定帰還居住区域復興再生計画に記載  
された第二項第一号の区域が第一項各号に掲  
げる条件のいずれにも該当するものであるこ  
と。

**福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案**

行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法

- 三 当該特定帰還居住区域復興再生計画の実施  
が特定帰還居住区域の復興及び再生の推進に  
寄与するものであると認められること。

四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるも  
のであること。

内閣総理大臣は、前項の認定をしようとする  
ときは、特定帰還居住区域復興再生計画に記載  
された特定帰還居住区域復興再生事項（第二項  
第四号から第七号までに掲げる事項をいう。以  
下この項において同じ。）について、当該特定帰  
還居住区域復興再生事項に係る関係行政機関の  
長の同意を得なければならない。

内閣総理大臣は、第六項の認定をしたとき  
は、遅滞なく、その旨を公示しなければならな  
い。

第十九条の三から前条までの規定は、特定帰  
還居住区域復興再生計画について準用する。こ  
の場合において、第十七条の三第一項中「前条  
第一項」とあるのは「第十七条の九第一項」と、  
同条第二項中「前条第六項」とあり、並びに第十  
七条の四第一項及び第十七条の五第一項中「第  
十七条の二第六項」とあるのは「第十七条の九第  
六項」と、第十七条の四第二項中「第十七条の二  
第四項から第八項まで」とあるのは「第十七条的  
九第四項から第八項まで」と、第十七条の五第  
二項中「特定復興再生拠点区域復興再生事項」と  
あるのは「特定帰還居住区域復興再生事項（第十  
七条の九第七項に規定する特定帰還居住区域復  
興再生事項をいう。次条第二項及び第十七条の  
八第二項において同じ。）」と、第十七条の六第  
二項及び前条第二項中「特定復興再生拠点区域  
復興再生事項」とあるのは「特定帰還居住区域復  
興再生事項」と、第十七条の七第一項中「第十七  
条の二第六項各号」とあるのは「第十七条の九第  
六項各号」と、同条第三項中「第十七条の二第八  
項」とあるのは「第十七条の九第八項」と、前条

第三項中「第十七条の二第四項」とあるのは「次  
条第四項」と読み替えるものとする。

第三十三条第一項中「が定められている」を「又  
は認定特定帰還居住区域復興再生計画（以下この  
項及び次条第二項において「認定特定復興再生拠  
点区域復興再生計画等」という。）が定められて  
るに、「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画  
等」を「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画  
等」に改める。

第三十三条の二第二項中「認定特定復興再生拠  
点区域復興再生計画」を「認定特定復興再生拠点区  
域復興再生計画等」に改める。

第四十八条の十五第二号中ハを二とし、口の次  
に次のように加える。  
 ハ 認定特定帰還居住区域復興再生計画に第  
十七条の九第二項第四号から第六号までに  
掲げる事項として記載された事業  
第四十八条の十五第三号及び第四十八条の十六  
中「ハまで」を「二まで」に改める。  
 第四十九条中「第七条第二項第四号」を「第七条  
第二項第五号」に改める。  
 第八十六条中「第七条第二項第六号」を「第七条  
第二項第七号」に改める。

（施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
 （政令への委任）  
 第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置  
は、政令で定める。  
 （地方税法の一部改正）  
 第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十  
六号）の一部を次のように改正する。  
 附則第十一條第一項中「第十七条の二十」を  
 「第十七条の二十六」に、「第十七条の十九第二  
項第一号」を「第十七条の二十五第二項第一号」  
に改める。

の利用等に関する法

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)  
第四条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の三の三第一項及び第十七条の三の三第一項中「第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第九条第一項」を「第十七条の七第一項に、「(福島復興再生特別措置法)を「同法」に改める。」

第三十一条の二の二第一項中「第十七条の十九第一項」を「第十七条の二十五第一項」に改め、同項各号中「第十七条の二十二」を「第十七条の二十七」に改める。

第四十条の二の二第一項中「第十七条の十九第一項」を「第十七条の二十五第一項」に、「第十七条の十八第一項」を「第十七条の二十四第一項」に改める。

(復興庁設置法の一部改正)

第五条 復興庁設置法(平成二十三年法律第百一十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「第三十三条第一項」を「第十七条の九第六項に規定する特定帰還居住区域復興再生計画の認定に関すること、同法第十三三条第一項」に改める。

審查報告書

審査報告書  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。  
令和五年五月三十一日

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長 鶴保庸介  
参議院議長 尾辻秀久殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号等の利用の促進を図る行政事務の範囲を拡大するとともに、在外公館における個人番号カードの交付等に係る手続の整備、戸籍等の記載事項への氏名の振り仮名の追加、行政機関の長等からの預貯金口座情報等の提供による登録の特例の創設、医療保険の資格確認のために必要な書面の交付等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

## 二、委員会の決定の理由

本法律施行のため、別に費用を要しない。

## 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 法定事務に準ずる事務におけるマイナンバーの利用及び利用事務に係る情報連携について  
は、本法によって法律改正が今後不要となることに鑑み、主務省令の制定に当たっては、国民に広く意見を聴くため、その内容について、国民に広く公開すること。また、その監視・監督状況を定期的に国会に報告し、行政決定過程の透明性を確保すること。

二 本法に基づくマイナンバーの利用範囲及び情報連携の拡大に伴い、地方公共団体等の事務負担が過大とならないよう配慮すること。

三 マイナンバーカードの取得が任意であることと鑑み、その取得を強制しないこと。また、マイナンバーカードを取得していない者に対する不当な差別的取扱いは行わないようすること。

七 健康保険証の廃止に伴い、オンライン資格確認に関する事業主の届出から保険者の登録までの各種の手続が迅速かつ円滑に行われるよう、国民・事業主及び保険者への広報・支援に努めること。

八 医療・介護・福祉施設等の事業者に対して、

## 四 マイナンバー制度の運用に当たって、個人情

報の漏えい、システム障害の防止及びセキュリティの向上に万全を期し、特に医療・介護・福祉事業等のセキュリティ対策に関して、十分配慮をすること。また、マイナンバーカードを取得・更新するに当たっては、円滑な更新に配慮しつつ、厳格な本人確認を徹底すること。

五 マイナンバーカード及び資格確認書が申請に基づいて交付されることを踏まえ、健康保険証の廃止に伴い、保険料を払っていても、資格確認書の申請漏れ等により無保険者扱いとされたり、現物給付による保険診療を受けることができない者が生じないよう、保険者が資格確認書を速やかに交付するなど、全ての被保険者が確実に保険診療を受けることができるための措置を講ずること。また、資格確認書に関する事務の円滑な執行に必要な措置を講ずるとともに、その発行に關し追加的な費用負担が可能な限り生じないよう必要な支援を行うこと。

六 健康保険証の廃止に伴う医療現場などの影響・混亂を極力防ぐため、発行済み健康保険証を廃棄しないよう、周知徹底すること。また、認知症患者や寝たきりの高齢者などの社会的弱者に対しては、発行済み健康保険証を最大一年間有効とみなす経過措置を踏まえ、遅くともその期間が終了するまでの間に、確実にマイナンバーカード又は資格確認書により必要な保険診療が受けられるよう、必要な措置を講じること。

七 健康保険証の廃止に伴い、オンライン資格確認に関する事業主の届出から保険者の登録までの各種の手續が迅速かつ円滑に行われるよう、国民・事業主及び保険者への広報・支援に努めること。

八 医療・介護・福祉施設等の事業者に対して、

利用者・入所者等のマイナンバーカードの代理申請や管理などを事実上強制するような施策は厳に行わないこと。

九 保険料滞納世帯等への保険料納付の勧奨及び納付に関する相談の機会の確保に際して、市町村等は、滞納者の納付能力の把握をきめ細かく行うなど、懇切丁寧な対応に努めること。

十 滞納者の納付能力に配慮しつつ、短期被保険者証に準する運用が引き続き尊重されること。本法の施行後、適切に保険料の滞納対策が行われているかを把握し、必要に応じ、改善に努めること。

十一 後期高齢者医療において資格証明書を原則発行しない現行の運用方針の考え方を維持するとともに、周知徹底を図ること。

十二 健康保険証、短期被保険者証及び資格証明書の廃止に伴う法令運用等に関する検討に際して、患者・国民・医療・介護現場、保険者などとの声・実態を広く聽取しつつ、運用上十分に配慮すること。

十三 オンライン資格確認等システムの医療機関等における整備に際しては、地域医療の確保に支障が生じないよう必要な措置を講ずること。また、電子証明書の有効期限切れに伴つて医療機関等での利用に支障が生じないよう、対応について速やかに検討を行い、必要な措置を講ずること。

十四 保険者の資格情報入力のタイムラグ短縮に関する、現場の実情に応じ事業主の事務負担に配慮した対応を行うこと。

十五 マイナンバーカードの券面記載事項については、性別を削除するなど、性の多様性や人権に配慮するよう検討すること。

十六 マイナンバーカードの交付日数の更なる短縮を図るため、必要な措置を講ずること。ま

た、マイナンバーカードの紛失・盗難時における速やかな再発行が可能となるよう、発行体制の在り方について検討すること。

十七 地方公共団体が指定した郵便局におけるマイナンバーカードの交付の申請の受付等を開始するに当たっては、過疎地の郵便局における負担の軽減に努力とともに、必要な支援を行うこと。

十八 戸籍等の記載事項へ氏名の振り仮名を追加するに当たっては、本法の趣旨や振り仮名の届出等に関して、届出等に係る国民や地方公共団体の負担の軽減を図るため、国民へ丁寧な説明を行ふとともに、地方公共団体の業務の支援策を講ずること。また、高齢者や障害者等、届出等が困難な層に対しても、十分に配慮すること。

十九 戸籍等の記載事項へ氏名の振り仮名を追加するに当たっては、本人が現に使用している振り仮名とは異なる振り仮名が記載されることのないよう配慮するとともに、「戸籍法等の改正に関する要綱」において「幅広い名乗り訓等を許容してきた我が国の命名文化を踏まえた運用とする」とされたことに鑑み、今後新しく生まれる名乗り訓の許容範囲を幅広く担保すること。

二十 公金受取口座の登録通知に不同意の回答をしなければ自動的に登録されることについて、國民に丁寧に周知するとともに、DV被害者など通知を受け取ることが困難な層に対して十分に配慮すること。また、通知を受けた國民からの積極的な意思表示が得られるよう回答のため十分な期間を確保すること。なお、本法に基づき登録された口座の利用目的の安易な拡大や流用は厳に行わないこと。

右決議する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和五年四月二十七日

參議院議長 尾辻秀久 氏  
衆議院議長 細田博之 氏

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)  
第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第一一七号)の一部を次のように改正す  
る。

個人情報に改める。  
目次中による特定個人情報をによる利用特定

第三条第二項中「及び災害対策に関する分野」を「災害対策その他の行政分野」に改め、「他の行政分野及び」を削る。

第九条第一項中「別表第一」を「別表の各項」に改め、「より同表」の下に「当該各項」を加え、「又は一部を行うこととされている者」を「若しくは一部を行うこととされている者又は当該事務に準ずる事務(個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案

各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他政令で定める基準に適合する事務に限る。)として主務省令で定めるもの(以下この項において

3 戸籍の附票に記録されている者は、第一項  
情がある場合には、当該市町村又は当該住民  
基本台帳を備える市町村の長)を経由して行  
うものとする。

二 載されている氏名及び出生の年月日その他個人を識別するための事項であつて政令で定めるもの並びに当該住民票に記載されている個人番号(その者に係る住民票が消除されている場合には、当該住民票に記載されていた個人番号)を確認すること。  
二 前条第一項の申請又は当該申請に係る個

する者を含む。以下同じ。又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることを希望する旨の申出をすることができる。

4 機構は、第一項の申請に基づき個人番号カード(前項の申出をした者に係るもの)を除く。以下の項において同じ。を作成した

合には、当該申請をした者が記録されている  
住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当  
該個人番号カードを送付するものとする。

5 機構は第一項の申請に基づき第三項の由出をした者に係る個人番号カードを作成した場合には、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するとともに、政

令で定めるところにより、当該申出に係る領事官又は市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

め、「個人番号カード」の下に「直接に又は同条第三項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して」を加え、「当該市町村長」を「当該交付を行う市町村長(次項から第四項まで及び十八条の二第三項において「交付市町村長」という。)」に、「措置として政令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であつて政令で定めるもの並びに当該住民票に記載されている個人番号(その者に係る住民票が消除されている場合には、当該住民票に記載されていた個人番号)を確認すること。

二 前条第一項の申請又は当該申請に係る個人番号カードの引渡しの際に、その者からその者の氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めるものの提示を受け、その者が当該書類に係る者であることを確認すること(これに準ずるものとして主務省令で定める措置を含む。)。

第十七条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第四項」を「第七項」に、「第五項」を「第八項」に改め、「速やかに」の下に「直接又は領事官を経由して」を加え、「前項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」を「前項中「住所地市町村長」とあるのは」「直接又は領事官を経由して附票管理市町村長」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第五項」に、「第七項並びに第十八条の二第三項」を第十項に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前条第一項の申請(同条第三項の申出をした者に係るものを除く。)が、交付市町村長以外の市町村長を経由して行われた場合には、当該市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わって前項第二号に掲げる措置をとることができる。

者であつて、当該交付市町村長から当該申出に係る領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたものに限る)に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、同条第五項の規定により個人番号カードの送付を受けた領事官又は市町村長が、その者に対し、当該個人番号カードを引き渡すことにより行う。この場合において、その者が、交付市町村長により第一項第二号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付市町村長から当該領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたもの以外の者であるときは、当該領事官又は市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わつて同号に掲げる措置をとるものとする。

4 前二項の規定により交付市町村長に代わつて第一項第二号に掲げる措置をとった市町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町村長に通知するものとする。

第十八条の二第一項中「第十六条の二第一項」の下に「、第四項及び第五項」を加え、同条第三項中「住所地市町村長又は第十七条第八項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する附票管理市町村長」を「交付市町村長」に改める。

第十九条第八号中「別表第二」の第一欄に掲げる者を「別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(準法定事務処理者を含む)以下この号において「別表行政機関等」という。」のうち特定個人番号利用事務(同表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによつて効率化を図るべき

ものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。」を処理する者として主務省令で定めるものに、「同表の第二欄に掲げる事務の」を「特定個人番号利用事務の」に改め、「が」の下に「特定個人番号利用事務を処理するために」を加え、「同表の第三欄に掲げる者」を「当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）」を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として、主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報報の」を「当該利用特定個人情報の」に、「同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報及び「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同表第九号中「別表第一」の第一欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「（当該事務の内容に応じて）（当該事務を処理するために必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として）に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第二十二条(見出しがある)から第二十四条までの規定中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第二十六条の見出し中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、「第二十一條第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める」とを削る。

第四十四条中「第十七条第一項及び第三項(同条第四項)」を「第十六条の二第二項、第十七条第

一項から第四項まで及び第六項(同条第七項)に改める。  
第五十二条中「若しくは職員」の下に「(領事官であつてこれらの者以外の者を含む。)」を加える。  
第五十六条中「第五十二条の三まで」の下に「及び第五十五条」を加える。  
別表第一の一の項中「又は」を「若しくは」に改め、「事務」の下に「又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務」を加え、同表の二の項の次に次のように加える。

令和五年六月二日 参議院会議録第二十八号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案

二二一

十九の四 都道府県教育委員会	教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)による教育職員の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十九の五 厚生労働大臣又は都道府県知事	死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)による認定(同法第一条第一項第一号の認定をいう。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十九の六 都道府県知事	通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)による全国通訳案内士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十九の七 通訳案内士法第五十条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長	通訳案内士法による地域通訳案内士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十の一 厚生労働大臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十三号)による精神保健指定医の指定に関する事務であつて主務省令で定めるもの
別表第一の二十二の項中「(昭和二十五年法律第二百三十三号)」を削り、同表の二十三の項の次に次のように加える。	別表第一の二十一の項の次に次のように加える。
二十三の二 國土交通大臣	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)による建築物調査員資格者証若しくは建築設備等検査員資格者証の交付又は建築基準適合判定資格者若しくは構造計算適合判定資格者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三の三 國土交通大臣	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三の四 都道府県知事	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三の五 都道府県知事	クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)によるクリーニング師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
別表第一の二十五の項の次に次のように加える。	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)による行政書士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十五の二 日本行政書士会連合会	行政書士法(昭和二十六年法律第三十二号)による海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)による海事代理士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十五の三 國土交通大臣	理士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十六の二 國土交通大臣	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第二百四十九号)による海技士の免許、締約国資格証明書を受有する者の承認又は小型船舶操縦士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十六の三 國土交通大臣	道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)による自動車の変更登録又は自動車整備士の技能検定の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十六の四 國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)第二十三条第一項に規定する実施機関又は防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十号)第二十七条第一項において読み替えて準用する國家公務員災害補償法第八条に規定する実施機関	国家公務員災害補償法防衛省の職員の給与等に関する法律において準用する場合を含む。)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十の二 法務大臣	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十の三 國土交通大臣又は環境大臣	別表第一の三十三の項中「(昭和二十七年法律第二百六十六号)」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「若しくは支給」の下に「又は若干年定年退職者給付金の支給」を加え、同表の三十五の項中「若しくは年金である給付」を「年金である給付若しくは一時金」に改め、同表の三十九の項の次に次のように加える。
三十の四 國土交通大臣又は環境大臣	美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)による美容師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十の五 國土交通大臣又は環境大臣	水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)による給水装置工事主任技術者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十の六 國土交通大臣又は環境大臣	別表第一の四十三の項中「國家公務員共済組合法又は」を「國家公務員共済組合法による年金である給付若しくは一時金の支給又は」に改め、同項の次に次のように加える。

四十三の二 都道府県知事	調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)による調理師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十三の三 厚生労働大臣	調理師法による調理師の調理技術の審査に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十三の二 都道府県知事	別表第一の五十三の項の次に次のように加える。
五十三の二 都道府県知事	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)による登録販売者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十一の二 都道府県知事	別表第一の五十九の項中「若しくは福祉事業の実施」を「福祉事業の実施若しくは一時金の支給」に改め、同表の七十一の項の次に次のように加える。
七十六の一 厚生労働大臣	製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)による製菓衛生師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十六の二 都道府県知事	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)による社会保険労務士試験又は紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十七の二 都道府県知事	別表第一の七十七の項中「(昭和四十三年法律第八十九号)」を削り、同項の次に次のように加える。
七十七の三 厚生労働大臣	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業訓練指導員の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十八の二 厚生労働大臣	別表第一の七十八の項の次に次のように加える。
七十八の三 経済産業大臣	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十年法律第二十号)による建築物環境衛生管理技術者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十八の三 経済産業大臣	情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)による情報処理安全確保支援士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

八十二の二 市町村長	別表第一の八十二の項の次に次のように加える。
九十一の二 出入国在留管理官	別表第一の九十一の項の次に次のように加える。
百五の二 國土交通大臣	別表第一の百五の項の次に次のように加える。
百十六の二 厚生労働大臣	別表第一の百十六の項の次に次のように加える。

<p>百三十九の二 都道府県知事又は 国家戦略特別区域法(平成二十 五年法律第七号)第十二 条の五第十二項に規定する試 験実施指定都市の長</p> <p>別表第一の百三十の項の次に次のように加える。</p> <p>「指定医の指定」を加える。</p> <p>別表第一を削り、別表第一を別表とする。</p> <p>第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第七項中「掲げる事項」の下に「(外国人 住民(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。)にあつては、第二号に掲げる事項を除く。)」を、「記載され」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加え、同項中第六号を第七号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>二 氏名の振り仮名(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。)</p> <p>第九条第三項中「(昭和二十二年法律第二百二十四号)」を削る。</p> <p>第十六条の二第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同項第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>二 氏名の振り仮名(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。)</p> <p>第九条第三項中「(昭和二十二年法律第二百二十四号)」を削る。</p> <p>二 氏名の振り仮名(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。)</p> <p>第三十条の十五の二 機構は、国の機関若しくは別表第一の上欄に掲げる法人、市町村長その他の市町村の執行機関又は通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて、準法定事務(別表第一から別表第四までの各項の下欄、別表第五各号及び別</p>	<p>国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p> <p>別表第一の百三十の項の次に次のように加える。</p> <p>「指定医の指定」を加える。</p> <p>別表第一を削り、別表第一を別表とする。</p> <p>第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第七項中「掲げる事項」の下に「(外国人 住民(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。)にあつては、第二号に掲げる事項を除く。)」を、「記載され」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加え、同項中第六号を第七号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>二 氏名の振り仮名(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。)</p> <p>第三十条の十五の二 機構は、国の機関若しくは別表第一の上欄に掲げる法人、市町村長その他の市町村の執行機関又は通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて、準法定事務(別表第一から別表第四までの各項の下欄、別表第五各号及び別</p>
--	---

表第六の各項の下欄に掲げる事務(以下この項において「別表事務」という。)に準ずる事務(個別の法律の規定に基づく事務を除き、番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができます)が事務であつて当該事務の性質が当該別表事務と同一であることその他政令で定める基準に適合するものに限る。)をいう。(以下同じ。)のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるもの(以下「準法定事務処理者」という。)から当該準法定事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

2 都道府県知事は、準法定事務のうち総務省令で定めるものを遂行するときは、都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる。

3 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて、準法定事務のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるものから当該準法定事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

第三十条の十六中「及び第三十条の九の二」を「第三十条の九の二及び前条第一項(準法定事務処理者(国の機関又は別表第一の上欄に掲げる法人に限る。第三十条の二十三、第三十条の十五条の二第一項に改め、「法人」の下に二十八第一項及び第三十条の三十第二項において同じ。)への機構保存本人確認情報の提供に係る部分に限る。)」に改める。

第三十三条の二十三中「又は第三十条の九の二第一項」を「第三十条の九の二第一項又は第三十条の十五の二第一項に改め、「法人」の下に二十八第一項及び第三十条の三十第二項において同じ。」に加える。

第三十三条の二十五第一項中「若しくは第二項」の下に「第三十条の十五の二第二項若しくは

第三項」を加え、同条第二項中「第五項まで」の下に「第三十条の十五の二第一項」を加える。  
第三十条の二十八第一項中「若しくは第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項若しくは第三十条の十五の二第一項若しくは第三項」に改め、「法人」の下に「若しくは準法定事務処理者」を加える。

五第二項を「第三十条の十五第二項又は第三十条の十五の二第一項若しくは第三項」に改め、同条第二項中「又は第三十条の九の二」を「第三十条の九の二又は第三十条の十五の二第一項」に改め、「若しくは法人」の下に「若しくは準法定事務処理者」を、「これらの職にあつた者」の下に「準法定事務処理者の役員若しくは職員若しくはこれらの中職にあつた者」を加えらる。

第三十条の四十一第一項中「第三号」を「から第三号まで」に改める。

第三十条の四十四の六第一項中「次項」の下に  
「並びに次条第二項及び第三項」を加え、同条第  
三項中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第  
三十条の十五の二第二項若しくは第三項」に改  
め、「前二項」の下に「又は次条第二項若しくは  
第三項」を加え、同条第六項中「又は第三十条の  
十一」を「第三十条の十一」に改め、「まで」の下に  
「又は第三十条の十五の二第一項」を加え、「又  
は前三条」を「前三条又は次条第一項」に改め  
る。

第三十条の四十四の十二の表第三十条の二十一  
五一第一項の項中「若しくは第二項」の下に「第  
三十条の十五の二第二項若しくは第三項」を、  
「まで」の下に「又は第三十条の四十四の七第二  
項若しくは第三項を加え、同表第三十条の二一  
十五第二項の項中「第五項まで」の下に「、第三

十四条の十五の二第一項を加え、「第三十条の四十四の五まで又は」を「第三十条の四十四の五まで又は第三十一条の二つ下に「又は第三十

同条を第三十条の四十四の八とし、第三十条の四十四の六の次に次の一条を加える。  
（準法定事務処理者への附票本人確認情報の  
確認情報の提供に係る部分に限る。）に改め、

**第三十条の四十四の七** 機構は、準法定事務処理者から第三十条の十五の二第一項に規定する機構等

る総務省令で定める準法定事務の処理であつて国外転出者に係るものに閑し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

2 都道府県知事は、第三十条の十五の二第二項に規定する総務省令で定める準法定事務を遂行するとき(国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。)は、都道府県知事保存附票本人確認情報を利用することができる。

3 都道府県知事は、第三十条の十五の二第三項に規定する総務省令で定める者から同項に

規定する総務省令で定める準法定事務の処理であつて国外転出者に係るものに関するが、あつたときは、都道府県知事保存附票本人確認情報を提供するものとする。

号の「」を加える。  
第三十条の五十中「第七条第一号から第三号まで」を「第七条第一号、第二号及び第三号」に改める。

第三十条の五十ーの表第十二条の二第一項の項中「第八号まで」を「から第八号まで」に、「第四号」を「第二号から第四号」に改め、同表第十二条の三第一項の項中「及び第六号」を「から第三号まで及び第六号」に、「第七号」を「第二

号、第三号、第七号に改め、同表第十五条の  
四第二項の項中「第八号まで」を「から第八号ま  
で」に、「第四号」を「第二号から第四号」に改  
め、同表第十五条の四第三項の項中「及び第六  
号」を「から第三号まで及び第六号」に、「第七

号」を「第一号、第三号、第七号」に改める。

第三十条の四十四の十三に改める。

〔第30条の44の13〕を〔第30条の44の13〕に改め、「附票情報受領者」の下に〔チにおいて「附票情報受領者」という〕を加え、同号チ中「受領者」の下に〔又は附票情報受領者〕を加え、「第三十条の四十四の13〕を「第三十条の四十四の13〕に改める。

〔第三十条の四十四の八〕を  
〔第三十条の四十四の九〕に改める。

十八の二 日本行政書士会連合会

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)による同法第六条第一項の行政書士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の十九の項中「若しくは同法第百十二条第一項」を「同法第百十二条第一項」に改め、「実施」の下に「若しくは同法附則第十九条の二第二項の一時金の支給」を加え、同表の三十の項中「による司法試験」の下に「又は司法試験予備試験」を加え、同表の四十の項中「又は同法第二十条第三項」を「同法第二十条第三項」に、「若しくは第二十一条第三項の許可」を「第二十一条第三項若しくは第二十二条第二項(同法第二十二条の二第四項(同法第二十二条の三)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。」の許可又は同法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに改め、同表中四十の四の項を四十の五の項とし、四十の三の項を四十の四の項とし、四十の二の項の次に次のように加える。

出入国在留管理厅	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による同法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可又は同法第七条第一項の特別永住者の証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	---

別表第一の四十一の項中「又は同法」の下に「第十六条若しくは」を加え、同表の四十二の項中「退職等年金給付」の下に若しくは同法附則第十三条の二第一項の一時金を加え、同表の四十八の項中「若しくは同条第二項の退職等年金給付の支給若しくは同法」を「同条第二項の退職等年金給付

手続における特定の個人を識別するための番号

二六  
利用等に関する法律等の一部を改正する法律案  
若しくは同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十三条の二第二項の一時金の支給若しくは私立学校教職員共済法に改め、同表の五十七の二十一の項中「免許」の下に「又は同法第五条の二の管理栄養士国家試験の実施」を加え、同項を同表の五十七の三十二の項とし、同項の次に次のよう加える。

四十三条(第一号ト(当該事務に従事する外務省の職員又は職員であつた者に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定は、日本国外

においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

**第五十一条中第三十条の四十四の十二を  
第三十条の四十四の十三に改める。**

「一条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十三」に改める。

別表第一の十六の項中「給付」の下に「又は一時金」を加え、同表の十八の項の次に次のよう

に加える

の登録に関する事務であつて総務省令で定

第一項】を「同法第百十二条第一項】に改め、  
項の一時金の支給】を加え、同表の三十の項中

同表の四十の項中又は同法第二十一条第一項第三項の許可を「第二十二条第三項若

法第三十二条の四第一項の在留資格の取消し」四十の三の項を四十の四の項とし、四十の二の

条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の  
する特例法による同法第四条第一項若しく  
の許可又は同法第二条第一項の特別水道者

五十七の三十三 調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)第三条の二第一項に規定する指定試験機関	五十七の三十四 厚生労働省又は調理師法第八条の三第二項に規定する団体	五十七の三十五 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)第四条第二項に規定する指定試験機関	五十七の三十六 厚生労働省	五十七の三十七 建築物における衛生的環境の確保に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の三十九 厚生労働省又は理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四条)第五条の三第一項に規定する指定試験機関	五十七の三十八 厚生労働省又は理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四条)第五条の三第一項に規定する指定登録機関	五十七の三十九 厚生労働省又は理容師法第四条の二第一項に規定する指定試験機関	五十七の三十九 厚生労働省又は理容師法(昭和三十二年法律第一百六十三号)第五条の三第一項に規定する指定登録機関	五十七の三十九 厚生労働省又は理容師法による同法第三条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の四十 厚生労働省又は理容師法(昭和三十二年法律第一百六十三号)第五条の三第一項に規定する指定登録機関	五十七の四十 厚生労働省又は理容師法による同法第三条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の四十 厚生労働省又は理容師法による同法第三条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の四十 厚生労働省又は理容師法による同法第三条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の四十 厚生労働省又は理容師法による同法第三条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

官 報 (号 外)

五十七の四十一 厚生労働省又は美容師法第四条の二第一項に規定する指定試験機関	五十七の四十二 クリーニング業法による同法第七条第一項の美容師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一中五十七の二十一の項を五十七の三十一の項とし、五十七の十八の項から五十七の二十九までを十項ずつ繰り下げ、五十七の十七の項を五十七の二十六の項とし、同項の次に次のように加える。	柔道整復師法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の二十二 厚生労働省又は柔道整復師法第十三条の三第一項に規定する指定試験機関	クリーニング業法による同法第三十条の試験の実施に関する事務
五十七の二十三 厚生労働省又は言語聴覚士法第三十六条第一項に規定する指定試験機関	柔道整復師法による同法第二十九条の試験の実施に関する事務
五十七の二十四 厚生労働省又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律による同法第二条第一項のあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゅう師国家試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	言語聴覚士法による同法第二十九条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一中五十七の十四の項を五十七の二十の項とし、同項の次に次のように加える。	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律による同法第二条第一項のあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゅう師国家試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の二十一 厚生労働省又は救急救命士法第三十七条第一項に規定する指定試験機関	救急救命士法による同法第三十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の十九 義肢装具士法第十七条第一項に規定する指定試験機関	義肢装具士法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中五十七の十二の項を五十七の十六の項とし、同項の次に次のように加える。

五十七の十七 厚生労働省又は 臨床工学技士法による同法第十条の試験の実施に関する事項に規定する指定試験機関

別表第一の五十七の十一の項中「免許」の下に「又は同法第十条の試験の実施」を加え、同項を同表の五十七の十五の項とし、同表の五十七の十の項中「又は」を「若しくは」に改め、「免許」の下に「又は同法第九条の理療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験の実施」を加え、同項を同表の五十七の十四の項とし、同表の五十七の九の項中「免許」の下に「若しくは同法第十一条の試験の実施又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第五条の登録」を加え、同項を同表の五十七の十三の項とし、同表中五十七の八の項を五十七の十一の項とし、同項の次に次のように加える。

務であつて総務省令で定めるもの

え  
る。

五十七の二十三 厚生労働省又は言語聴覚士法による同法第二十九条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の二十四 厚生労働省又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律による同法第二条第一項のあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゅう師国家試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一項に規定する指定試験機関	五十七の二十四 厚生労働省又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律による同法第二条第一項のあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゅう師国家試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一中五十七の十四の項を五十七の二十の項とし、同項の次に次のように加える。	別表第一中五十七の十四の項を五十七の二十の項とし、同項の次に次のように加える。
五十七の二十一 厚生労働省又は救急救命士法第三十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の二十一 厚生労働省又は救急救命士法第三十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一項に規定する指定試験機関	一項に規定する指定試験機関
別表第一中五十七の十三の項を五十七の十八の項とし、同項の次に次のように加える。	別表第一中五十七の十三の項を五十七の十八の項とし、同項の次に次のように加える。
五十七の十九 厚生労働省又は義肢装具士法第十七条第一項に規定する指定試験機関	五十七の十九 厚生労働省又は義肢装具士法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

令和五年六月一日 参議院会議録第二十八号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案

五十七の二 厚生労働省	別表第一の五十九の二の項中「免許」の下に「又は同法第十二条の試験の実施」を加え、同表の六十の項の次に次のように加える。
六十一の二 厚生労働省又は労働安全衛生法第八十三条の二に規定する指定コンサルタント試験機関	労働安全衛生法による同法第八十二条第一項の労働安全コンサルタント試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六十一の三 厚生労働省又は労働安全衛生法第八十五条の二に規定する指定登録機関	労働安全衛生法による同法第八十四条第一項の労働安全コンサルタント試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十二の二 厚生労働省又は作業環境測定法第二十条第二項に規定する指定試験機関	作業環境測定法による同法第十四条第一項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六十二の二 厚生労働省又は作業環境測定法第二十条第二項に規定する指定試験機関	別表第一の六十二の項中「による」の下に「同法第七条の」を加え、同項の次に次のように加える。
六十二の二 厚生労働省又は作業環境測定法第二十条第二項に規定する指定試験機関	別表第一の七十一の項中「技能検定の合格証書の交付」を「同法第四十四条第一項の技能検定の実施又は同法第四十九条の合格証書の交付」に改め、同表の七十一の十の項中「(平成二十七年法律第六十八号)」を削り、同項を同表の七十一の十七の項とし、同項の次に次のように加える。

七十一の十八 介護保険法第六十九条の二十七第一項に規定する指定試験実施機関	介護保険法による同法第六十九条の二第一項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の十九 介護保険法第六十九条の三十三第一項に規定する指定研修実施機関	介護保険法による同法第六十九条の二第一項又は第六十九条の八第二項の研修の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の十六 文部科学省及び厚生労働省又は公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)第十条第一項に規定する指定試験機関	別表第一の七十一の九の項中「(平成九年法律第三百三十一号)」を削り、同項を同表の七十一の十五の項とし、同項の次に次のように加える。
七十二の三 厚生労働省	公認心理師法による同法第五条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七十一の十三 厚生労働省	別表第一中七十一の八の項を七十一の十二の項とし、同項の次に次のように加える。
七十一の十四 厚生労働省又は精神保健福祉士法(平成九年法律第三十号)第十条第一項に規定する指定試験機関	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による同法第十八条第一項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の十 厚生労働省又は精神保健福祉士法(平成九年法律第三十号)第十条第一項に規定する指定試験機関	精神保健福祉士法による同法第五条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の八 厚生労働省又は社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第十条第一項に規定する指定試験機関	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十条第一項の介護福祉士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七十一の九 厚生労働省又は社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第十条第一項に規定する指定試験機関	別表第一中七十一の五の項を七十一の七の項とし、同項の次に次のように加える。
七十一の二 厚生労働省又は職業能力開発促進法第三十条の五第一項に規定する登録試験機関	別表第一中七十一の四の項を七十一の六の項とし、七十一の二の項を七十一の四の項とし、七十一の項の次に次のように加える。

七十二の三 厚生労働省	別表第一中七十二の三の項を七十二の四の項とし、七十二の二の項の次に次のように加える。
七十二の二 厚生労働省	健康保険法による同法第六十四条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中七十七の十五の項を七十七の十六の項とし、同表の七十七の十四の項中〔昭和四十三年法律第八十九号〕を削り、「登録」の下に「又は同法第十四条の十一の三第一項の付記」を加え、同項を同表の七十七の十五の項とし、同表の七十七の十三の項の次に次のように加える。

七十七の十四 厚生労働省又は全国社会保険労務士会連合会

社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)による同法第十条第一項の社会保険労務士試験又は同法第十三条の三第一項の紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の八十七の項の次に次のように加える。

八十七の二 経済産業省又は独立行政法人情報処理推進機構

情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)による同法第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の百一の項の次に次のように加える。

百一の二 国土交通省及び環境省

水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)による同法第二十条第一項に規定する指定試験機関

百一の三 國土交通省及び環境省又は水道法第二十五条の十機関

水道法による同法第二十五条の六第一項の給水装置工事主の事務であつて総務省令で定めるもの

百一の三 國土交通省及び環境省又は水道法第二十五条の十機関

水道法による同法第二十五条の六第一項の給水装置工事主の事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の百八の項中「による」の下に「同法第十二条の二第一項の建築物調査員資格者証若しくは同法第十二条の三第三項の建築設備等検査員資格者証の交付」を、「若しくは第七十七条の六十一の下に「同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。」」を加え、「又は同法第七十七条の六十一の届出」を、「同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。」の届出又は同法第七十七条の六十六第一項の登録に改め、同表の百十三の項中「変更登録」の下に「同法第五十五条第一項の技能検定の実施」を加え、同表の百十四の項の次に次のように加える。

百十四の二 國土交通省

海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)による同法第九条第一項の海事代理士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の百十七の項の次に次のように加える。

百十七の二 國土交通省

船員法(昭和二十二年法律第百号)による同法第八十二条の二第三項第一号の試験の実施、同項第二号の認定、同法第一百八条第三項第一号の試験の実施又は同項第二号の認定にに関する事務であつて総務省令で定めるもの

百十七の三 國土交通省

船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四十九号)による同法第七条第一項(同法第二十三条第七項において準用する場合を含む。)の登録及び海技免状の交付、同法第十二条の海技試験の実施又は同法第二十三条の五の登録及び小型船舶操縦免許証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の百二十一の一の項中「又は支給」を「若しくは支給、同法第二十七条の二の支給、同法第二十七条の七第一項の追給、同法第二十七条の十一第一項から第三項までの支給又は同条第八項の追給に改める。

別表第二中一の九の項を一の十の項とし、一の六の項から一の八の項までを一項ずつ繰り下げ、一の五の項の次に次のように加える。

一の六 市町村長

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第十二号)による同法第三条第一項の災害弔慰金若しくは同法第八条第一項の災害障害見舞金の支給又は同法第十条第一項の災害援護資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の五の二の項中〔昭和三十二年法律第百七十七号〕を削り、同表中五の四十の項を五の四十一の項とし、五の二十九の項から五の三十九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の五の二十八の項中「別表第三の七の十四の項、別表第四の四の二十八の項」を「別表第三の七の十六の項、別表第四の四の二十九の項」に改め、同項を同表の五の二十九の項とし、同表中五の二十七の項を五の二十八の項とし、五の十七の項から五の二十六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の五の十六の項中〔昭和二十五年法律第百二十三号〕を削り、「による」の下に「同法第十八条第一項の指定又は」を加え、「又は」を「若しくは」に、「うち」を「うち」に改め、同項を同表の五の十七の項とし、同表中五の十五の項を五の十六の項とし、五の四の項から五の十四の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の五の三の項中〔昭和二十二年法律第百六十四号〕を削り、同項を同表の五の四の項とし、同表の五の二の項の次に次のように加える。

五の三 國家戦略特別区域法(平成二十一年法律第百七号)

国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の四の項中「給付」の下に「又は一時金」を加え、同表の五の八の項中「支給」の下に「同法第六条第一項の指定医の指定」を加え、同項を同表の五の十の項とし、同表中五の七の項を五の九の項とし、五の六の項を五の八の項とし、同表の五の五の項中「免許」の下に「又は同法第十七条の准看護師試験の実施」を加え、同項を同表の五の七の項とし、同表中五の四の項を五の五の項とし、同項の次に次のように加える。

五の六 都道府県知事	死体解剖保存法による同法第二条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の四 教育委員会	別表第三の五の三の項の次に次のように加える。 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百四十七号)による同法第八条第一項若しくは第三項の記入、同法第十二条第一項から第三項までの取上げ、同条第四項の通知、同法第十三条第一項の公告及び通知、同条第二項の記入又は同法第十一条の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の八 都道府県知事	別表第三中六の五の項を六の九の項とし、六の四の項を六の七の項とし、同項の次に次のように加える。 別表第三の六の三の項の次に次のように加える。
六の四 都道府県知事	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による同法第三十六条の八第一項の試験の実施又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の五 都道府県知事	調理師法による同法第三条の調理師の免許又は同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の六 都道府県知事	製菓衛生師法による同法第三条の製菓衛生師の免許又は同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の七 都道府県知事	クリーニング業法による同法第六条のクリーニング師の免許又は同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の八 都道府県知事	指定医の指定を加え、同表中七の二十二の項を七の二十四の項とし、七の十四の項から七の二十の項までを二項ずつ繰り下げる。同表の七の十三の項中「第六十九条の二第一項の」の下に「試験若しくは研修の実施若しくは」を、「登録」の下に「同法第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項若しくは同項ただし書の研修の実施又は同法第百一十八条第三項第三号の事業の実施」を加え、同表中七の十五の項とし、同表中七の十二の項を七の十四の項とし、七の十一の項を七の十三の項とし、七の十の項を七の十二の項とし、同表の七の九の項中「による」の下に「同法第十八条第一項の指定」を加え、同表中七の八の項を七の十の項とし、七の九の項とし、同表中七の七の八の項を七の九の項とし、七の六の項を七の七の項とし、同項の次に次のように加える。
七の八 都道府県知事	別表第三中七の五の項を七の六の項とし、七の四の項を七の五の項とし、七の三の項を七の四の項とし、七の二の項の次に次のように加える。 別表第三の二十一の三の項中「第五十七条において準用する同法第十八条(同法第五十七条において準用する場合を含む。)」に、「第五十七条において準用する同法第二十三条第一項を「第二十三条第一項(同法第五十七条において準用する場合を含む。)」に、「第五十七条において準用する同法第二十四条」を「第二十四条(同法第五十七条において準用する場合を含む。)」に改める。 別表第四中一の十の項を一の十一の項とし、一の六の項から一の九の項までを一項ずつ繰り下げ、一の五の項の次に次のように加える。
七の三 国家戦略特別区域法第十二条の五第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する都道府県知事	別表第三の二十一の三の項中「第五十七条において準用する同法第十八条(同法第五十七条において準用する場合を含む。)」に、「第五十七条において準用する同法第二十三条第一項を「第二十三条第一項(同法第五十七条において準用する場合を含む。)」に、「第五十七条において準用する同法第二十四条」を「第二十四条(同法第五十七条において準用する場合を含む。)」に改める。 別表第四中一の十の項を一の十一の項とし、一の六の項から一の九の項までを一項ずつ繰り下げ、一の五の項の次に次のように加える。 別表第四中四の四十の項を四の四十一の項とし、四の十七の項から四の三十九の項までを一項ずつ繰り下げる。同表の四の十六の項中「による」の下に「同法第十八条第一項の指定又は」を加え、「又は」を「若しくは」に、「うち」を「うち」に改め、同項を同表の四の十七の項とし、同表中四の十五の項を四の十六の項とし、四の三の項から四の十四の項までを一項ずつ繰り下げる。四の二の項の次に次のように加える。
一の六 市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律による同法第三条第一項の災害弔慰金若しくは同法第八条第一項の災害障害見舞金の支給又は同法第十条第一項の災害援護資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三 国家戦略特別区域法第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市の長	別表第五第四号中「給付」の下に「又は一時金」を加え、同表第六号の六中「支給」の下に「同法第六条第一項の指定医の指定」を加え、同号を加え、同表第六号の七とし、同表中第六号の五を第六号の六とし、第六号の四を第六号の五とし、同表第六号の三中「免許」の下に「又は同法第十一条の准看護師試験の実施」を加え、同号を同号の四を第七号の五を第七号の九とし、第七号の四を第七号の七とし、同号の次に次の一

号を加える。

#### 七の八 医薬品、医療機器等の品質、有効性

及び安全性の確保等に関する法律による同法第三十六条の八第一項の試験の実施又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第七号の三の次に次の二号を加える。

#### 七の四 調理師法による同法第三条の調理師の免許又は同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の五 製菓衛生師法による同法第三条の製菓衛生師の免許又は同法第六条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の六 クリーニング業法による同法第六条のクリーニング師の免許又は同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の七 公害防除法による同法第十九条の二第一項の公害防除法の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の八 母体保護法による同法第十五条の二第一項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の九 小児慢性特定疾病医療費の支給の下に「同法第十九条の三第一項の指定医の指定」を加え、同表中第八号の三を

第八号の四とし、第八号の二の次に次の二号を加える。

#### 八の三 国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第九号の七を第九号の八とし、同表第九号の六中「による」の下に「同法第十八条第一項の指定」を加え、同号を同表第九号の七とし、同表中第九号の五を第九号の六とし、第九号の四を第九号の五とし、第九号の三の次に次の二号を加える。

九の四 母体保護法による同法第十五条第一項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第十号の三中「第六十九条の二第一項」の下に「試験若しくは研修の実施若しくは登録」の下に「同法第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項若しくは同項ただし書の研修の実施又は同法第一百八十八条第三項第一項の事業の実施」を加える。

別表第六中五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項の次に次のように加える。

9 住民基本台帳に記録されている者は、その者の利便及び迅速な個人番号カード用署名用電子証明書の提供に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができる。

#### 10 第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に対し、住所地市町村長以外の市町村長がその長である市町村」と、「を経由して」と、第三項中「住所地市町村長」とあるのは「住所地市町村長以外の市町村長」とあるのは「に対し」とあるのは「に対し、住所地市町村長以外の市町村長がその長である市町村」と、「を経由して」と、第三項中「住所地市町村長」とあるのは「住所地市町村長以外の市町村長」とあるのは「附票管理市町村長以外の市町村長」と「当該市町村」とあるのは「附票管理市町村長がその長である市町村」と、「を経由して」とあるのは「うち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものをとして政令で定める措置をとる」と、「署名利用者確認」とあるのは「当該措置の名利用户確認」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、住所地市町村長以外の市町村長は、当該措置をとったときは、住所地市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

#### 4 第二項において読み替えて準用する前条第

二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に対し、領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)及び

附票管理市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができる。

#### 5 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、第一項の規定にかかわらず、領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)及び

附票管理市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができる。

#### 6 第二項において読み替えて準用する前条第

二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に対し、次条第五項に規定する領事官(次

(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正)

(同法第三十二条第一項中「同じ。」の下に「(外国人住民をいう。以下同じ。)である申請者にあっては、同法第七条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項」を加え、同条に次の二項を加える。

目次中「第三十八条の三」を「第三十八条の四」に改める。

(同法第三十二条第一項から第三項までの取上げ、同条第三項の記入又は同法第十五条の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

## (号外)

と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「領事官」と、「をする」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「署名利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、領事官は、当該措置をとつたときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

第七条第一項第三号及び第二項中「事項」の下に「外国人住民である署名利用者があつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

第九条第一項中「署名利用者は」の下に「住所地市町村長(国外転出者)である署名利用者にあつては、附票管理市町村長又は領事官及び附票管理市町村長を経由して」を加え、同項に後段として次のように加える。  
この場合において、当該申請は、当該署名利用者の利便及び当該申請が速やかに行われることに資するものとして総務省令で定める事項があつては、「あつては」を「あつては」に改める。

第十条第二項中「及び第八項」の下に「(これらに規定を同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び第四項において同じ。)」を加え、同条第三項中「及び第八項」の下に「(これらの規定を第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、同条第二項を「第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項」に改める。

10 第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、第二項中「に対し」とあるのは「に対し、住所地市町村長以外の市町村長を経由して」と、第三項中「住所地市町村長」とあるのは「住所地市町村長以外の市町村長と、当該市町村」とあるのは「住所地市町村長がその長である市町村」と、「をする」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「利用者証明利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、住所地市町村長以外の市町村長は、当該措置をとつたときは、当該措置をとつたときは、住所地市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、第四項中「前項の規定により利用者証明利用者確認」とあるのは「利用者証明利用者確認」と読み替えるものとする。

第九条第二項中「及び第八項」の下に「(これらに規定を同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び第四項において同じ。)」を加え、同条第三項中「及び第八項」の下に「外国人住民である署名利用者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

第十六条の二第二項中「事項」の下に「外国人住民である申請者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

4 第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合は「に対し、附票管理市町村長以外の市町村長を経由して」と、同条第三項中「に対し」とあるのは「に対し、附票管理市町村長以外の市町村長がその長である市町村」と、「をする」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「利用者証明利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、附票管理市町村長以外の市町村長は、当該措置をとつたときは、当該措置をとつたときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により利用者証明利用者確認」とあるのは「利用者証明利用者確認」と読み替えるものとする。

5 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、第一項の規定にかかわらず、領事官及び附票管理市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができる。  
6 第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に対し、領事官を経由して」と同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「領事官」と、「をする」とあるのは「うち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「利用者証明利用者確認」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる」。この場合において、領事官は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により利用者証明利用者確認」とあるのは「利用者証明利用者確認」と読み替えるものとする。

第二十八条第一項中「利用者証明利用者は」の後に「、住所地市町村長(国外転出者である利用者証明利用者にあっては、附票管理市町村長又は領事官及び附票管理市町村長)を経由して」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該申請は、当該利用者証明利用者の利便及び当該申請が速やかに行われることに資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長(国外転出者である利用者証明利用者にあっては、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長)を経由してすることができる。

第二十八条第二項中「及び第八項」の下に「(二)」  
これらの規定を同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。以トこの項及び第四項において同じ。」を加え、同条第三項中「及び第八項」の下に「(これら  
の規定を第二十二条の二第二項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「同条第五項」を「第二十二条の二第一項」において読み替えて準用する第二十二条第五項に改める。

又は第三十八条の四第一項の規定による確認をするに改める。  
第三十七条第一項中「次条第一項」の下に「又は第三十八条の四第一項」を加え、同条第四項第一号中「次条」の下に「第三十八条の四」を加える。

及び領事官に改める。  
第四十八条の見出し中「市町村」を「市町村等」に改め、同条第一項中「又は職員であつた者」を「若しくは職員であつた者又は大使館、公使館若しくは領事館の職員若しくは職員であつた者その他総務省令・外務省令で定める者」に改め、同条第二項中「市町村長」の下に「若しくは領事官」を加える。  
第四十九条第二項中「市町村長」の下に「又は領事官」を加える。

又は第三十八条の四第一項の規定による確認をするに改める。

第三十七条第一項中「次条第一項」の下に「又は第三十八条の四第一項」を加え、同条第四項第一号中「次条」の下に「第三十八条の四」を加える。

第二章第二節第三款中第三十八条の三の次に次の二条を加える。

(電子利用者証明が行われない場合における通知された個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明検証者の義務)

第三十八条の四 利用者証明検証者は、第三十八条第一項の規定により利用者証明利用者が行つた電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行つたことの確認をした後(当該利用者証明検証者が署名検証者であり、かつ、当該利用者証明利用者が署名利用者である場合には、同項の規定により当該確認をした後又は第十九条第一項の規定により当該署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行つたことの確認をした後)、当該利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項の規定により効力を失つていいことを確認しなければならない。

2 利用者証明検証者は、前項の規定による確認を行ふに当たり、同項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認するための措置として主務省令で定めるものを講じなければならない。

第四十六条中「及び市町村長」を「、市町村長

第四十八条の見出し中「市町村」を「市町村等」と改め、同条第一項中「又は職員であつた者」を「若しくは職員であつた者又は大使館、公使館若しくは職員であつた者」に改め、同条第二項中「市町村長」の下に「若しくは領事官」を加える。

第四十九条第二項中「市町村長」の下に「又は領事官」を加える。

第五十三条第一項中「第三十八条第一項」の下に「又は第三十八条の四第一項」を加える。

第六十二条中「及び市町村長」を「市町村長及び領事官」に、「及び市町村が」を「市町村及び大使館、公使館又は領事館その他総務省令・外務省令で定める者が」に改める。

第六十七条第一項第一号中「第三条第六項」の下に「同条第十項並びに」を、「第三条の二第二項」の下に「第四項及び第六項」を加え、同項第五号中「第二十二条第六項」の下に「同条第十項並びに」を、「第二十二条の二第二項」の下に「第四項及び第六項」を加え、同条第三項中「住所地市町村長又は附票管理市町村長」を「市町村長」に改める。

第七十一条の二中「第三条の二第二項」を「第三条第十項において準用する同条第三項(第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む)、第四項、第五項(第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む)」及び第七項、第三条の二第二項に、「第二十二条第三項」を「第三条の二第四項において準用する同条第二項において準用する場合を含む」及び第七項、第三条の二第六項において準用する場合を含む)、第四項、第五項(第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む)」及び第七項、第三条の二第六項において準用する場合を含む)に改める。





行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案

三六

- 4 世帯主は、その世帯に属する全て又は一部の被保険者の資格に係る事実の確認のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該事実を記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面の交付の求めを行つた世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた世帯主に対しては当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとする。

は「当該組合」と、「世帯主に」とあるのは「組合員に」と読み替えるものとする。

じ。)が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看

「ば」を削り、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

第三十六條第一項ただし書、第五十二条第一項ただし書、第五十二条の二第一項ただし書、第二百一十一条第一項第一項

護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院料等を支給する。

2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前において、右該「一ヶ月以上」を「三十日」の如きに代り得る。

第五十三条第一項ただし書 第五十四条第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第五十四条の二第一項ただし書中「係る被保険者資格証明書の交付」を「ついて第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用」に改める。

時食事療養費等(入院時食事療養費  
入院時食事療養費等)の支給(次項及び第五項において同じ。)に代えて、当該

も、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納世帯主等が当該保険料を納付しない場合には、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者か

は当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた世帯主に対しては当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとする。

**第五十四条の三第一項を次のように改める。**

第五十四条の三第五項中「中」療養の給付を「中」に、「は」被保険者証が交付されている保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。

ら指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給することができる。

第九条第五項から第八項までを削り、同条第九項中「届け出るとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項から第十三項までを削り、同条第十四項中「第九項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十五項中「並びに被保険者証及び被保険者資格証明書」を「及び被保険者の資格に関する確認」に改め、同項を同条第七項とする。

る全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(以下この項目及び第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる世帯主又は組合員を除く。以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が

ならば療養の給付を」を「は、「に改め、「入院時食事療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば入院時食事療養費の支給を受けることができる場合」と、「入院時生活療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば入院時生活療養費の支給を受けることができる場合」と、「保険外併用療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受け

る。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。」  
市町村及び組合は、第一項又は前項本文の規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納世帯主等に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支

**第二十二条を次のように改める。**  
**(準用規定)**

当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省

「ことができる場合」と「を削り、同項を同条第

4 紿する旨を通知するものとする。

第二十二条 第九条（第六項を除く。）の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出及び被保険者の資格に関する確認について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第五項中「世帯主」とあるのは「組合員」と、同条第一項及び第五項中「市町村」とあるのは「組合」と、同条第二項中「世帯主」とあるのは「組合員」と、同項及び同条第四項中「世帯主は」とあるのは「組合員は」と、当該世帯主が住所を有する市町村とあるのは「組合」と、「当該市町村」とあるの

令で定める保険料の納付に資する取組(次項並びに第六十三条の二第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。)を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者(原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。以下この条(第四項及び第五項を除く。)において同

「」を「又は第一項本文の規定の適用を受けている」とする規定の適用を受けることとする。この規定の適用を受けることとする。この規定の適用を受けることとする。

の規定の適用を受けている保険料滞納世帯主等が滞納している保険料を完納した場合若しくはその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合又はその世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつた場合において、これらの場合は該当する世帯主又は組合員の世帯に属する被保険者(当該保険料滞納世帯主等の世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつた場合

にあつては、当該被保険者に限る。以下この項及び次項において同じ。が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該世帯主若しくは組合員の世帯に属する被保険者に対し療養の給付を行い、又は当該世帯主若しくは組合員に対し入院時食事療養費等を支給する。

5 市町村及び組合は、前項の規定により療養の給付を行い、又は入院時食事療養費等を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する場合に該当する世帯主又は組合員に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、療養の給付等を行う旨を通知するものとする。

第六十三条の二第一項中「間に」の下に「当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお」を加え、同条第二項中「組合員が」の下に「当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお」を加え、同条第三項中「第九条第六項第二十二条において準用する場合を含む。」の規定により被保険者資格証明書の交付を第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用に改める。

第六十六条の二第一項中「第三項及び第四項」を「第二項、第四項、第七項及び第八項」に改め、同条第二項中「第五十四条の三第二項」を「第五十四条の三第六項」に改める。

第七十六条の三第二項中「国民年金法」の下に「昭和三十四年法律第百四十一号」を加える。

第九十一条第一項中「被保険者証の交付の請求又は返還に関する」を「第九条第二項及び第四項の規定による求めに對する」に改める。

第一百十九条及び第一百十九条の二中「第五十四条の三第二項」を「第五十四条の三第六項」に改める。

2

前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の主務省令で定める事項の提供を受けた組合員又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を主務省令で定める方法により表示したものを持ちすることにより、第五十七条第一項(第五十九条第七項において準用する場合を含む。)、第五十七条の三第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項又は第五十八条の二第一項第五十九条の三第三項において準用する場合を含む。)の確認を受けることができる。

3

前項の規定により同項の書面の交付を受けた被扶養者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、当該事実を記載した書面の交付又は当該書面

4

前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定めた方法により表示したものを持ちることにより、第六十四条第三項本文(第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。)又は第七十八条第三項(第八十二条第六項において準用する場合を含む。)の確認を受けることができる。

5

被保険者は、当該被保険者の資格に係る事実の確認のため、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、当該事実を記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができる。この場合において、当該後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他)による提供を求める方法その他の情報通信の技術を利用して、当該組合は、主務省令で定めるところにより、令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す

る方法であつて主務省令で定めるものをいいう。以下この条において同じ。による提供を求めることができる。この場合において、当該組合は、主務省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の求めを行つた組

合員に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行つた組合員に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

「第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用」に改める。

第八十二条第一項を次のように改める。

後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる被保険者を除く。以下この条において「保険料滞納者」という。）が、当該保険料の納定期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が当該保険料の納付に資する取組（次項並びに第九十二条第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（次項、第四項及び第五項において「療養の給付等」という。）に代えて、特別療養費を支給する。

時食事療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば入院時食事療養費の支給を受けることができる場合」と、「入院時生活療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば入院時生活療養費の支給を受けることができる場合」と、「保険外併用療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合」と、「保険料滞納者に改め、同項を削り、同項を同条第九項とし、同条第四項中「に規定する場合において、被保険者」を又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納者に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「に規定する場合において、当該被保険者に対し被保険者証が交付されているならば」を又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納者がこれらの規定の適用を受けている保険料滞納者がこれら規範の適用を受けていないとすれば」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「及びこれ」を「又は指定訪問看護及びこれら」に、「必要な」を「必要な」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

3 後期高齢者医療広域連合は、第一項又は前

る

第一百二十八条第一項中「被保険者証の交付の請求又は返還に関する」を「第五十四条第三項及び第五項の規定による求めに對する」に改めること。

第一百六十五条中「第八十二条第二項」を「第八十二条第六項」に改める。

項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正)

**第十三条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。**

百二十号の一部を次のように改正する。

十号とし 第七号の次に次の二号を加える

ための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十七条第一項の規定による。

規定に基く同法第二条第七項の個人番号カード(以下この号及び次号において「個人番号カード」といふ。)を交付する。

番号カード」という)の交付の申請の受付及び当該申請に係る個人番号カードの引渡し、同云第一項の規定による。

し、同法第十七條第四項の規定に基づく同項の届出の受付、当該届出に係る個人番号の受け付け又は回復のため、連絡手帳

カードの受付及び同項において準用する同条第三項の返還に係る個人番号カードの引渡し、同項五項の規定による同項の旨

### 個人番号カードの返納の受付

第八十二条第五項中「中療養の給付」を「中」に、「は」を「被保険者証が交付されているならば療養の給付を」を「は」に改め、「入院

第一項又は第二項本文の規定の適用」に改め

ための番号の利用等に関する法律第十七条  
第一項の規定に基づく個人番号カードの交付に当たり、市町村長(特別区の区長を含

む。以下この号において同じ。)が電子情報処理組織(当該市町村長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。)と当該郵便局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって本人確認の措置(同項後段の措置をいう。)を行う場合における当該本人確認の措置に係る書類の受付及び個人番号カードの交付の申請をした者が当該本人確認の措置を受けるために必要な連絡その他の事務の下に「(前条第九号に掲げる事務にあっては、本人確認の措置を適正かつ確実に行うため必要な施設及び設備を含む。)」を加え、同項第三号中「必要な措置」の下に「(前条第九号に掲げる事務にあっては、本人確認の措置を適正かつ確実に行うために必要な措置を含む。)」を加える。

第十四条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第三条第一項」の下に「及び第三条の二第一項」を加え、「同項」を「同法第三条第一項」に改め、「同条第三項」の下に「及び同法第三条の二第二項において準用する同法第三条第三項(同法第三条の二第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、「及び」を「並びに」に、「同条第四項」を

「同法第三条第四項及び同法第三条の二第二項において準用する同法第三条第四項(同法第三条の二第四項において準用する場合を含む。)」

に改め、「第三条第三項」の下に「及び同法第九条第三項において準用する同法第三条の二第二項」を加え、「同条第七号中「第二十二条第一項」の下に「及び第二十二条の二第一項」を加え、「同項」を「同法第二十二条第一項」に改め、「同条第三項」の下に「及び同法第二十二条の二第二項において準用する同法第二十二条第三項（同法第二十二条の二第四項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。」を加え、「及び」を「並びに」に、「同条第四項」を「同法第二十二条第四項及び同法第二十二条の二第二項において準用する同法第二十二条第四項（同法第二十二条の二第四項において準用する場合を含む。）」に改め、「第二十二条第三項」の下に「及び同法第二十八条第三項において準用する同法第二十二条の二第二項において準用する同法第二十二条第三項」を加え、「同条第八号中「当該申請」を「同法第十六条の二第四項の規定に基づく送付又は同条第五項の規定に基づく送付（同条第三項の申出に係る市町村長（特別区の区長を含む。同号において同じ。）に対するものに限る。）」に、「第十七条第四項」を「第十七条第七項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に改め、「同条第九号中「（特別区の区長を含む。以下この号において同じ。）」を削り、「本人確認の措置（同項後段の措置をいう。以下この号及び次条第一項において同じ。）を「同項第二号に掲げる措置（以下この号及び次条第一項において「第二号措置」という。）」に、「当該本人確認の措置」を「当該第二号措置」に改める。

(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律)の一部改めの預貯金口座の登録等に関する法律の一部改正する。

一 当該書面が到達した日から起算して三十日以上が経過した日までの期間としてデジタル庁令で定める期間を経過するまでの間に同意又は不同意の回答がないときは、当該同意をしたものとして取り扱われることとなること。

二 前条第一項第二号に掲げる事項

前項の規定による預貯金者への送付は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとしてデジタル庁令で定めるものに付し、かつ、前項に規定する回答を行うために必要なものとしてデジタル庁令で定めるものを添付して行うものとする。

三 内閣総理大臣は、第一項の規定による利用口座情報の提供を受けた時点において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは当該預貯金者を第三条第二項の申請をした者とみなして同条第一項の登録をし、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者であるときはデジタル庁令で定める方法により当該預貯金者に対しその旨及び当該預貯金者に係る公的給付支給等口座情報は変更されない旨を通知するものとする。この場合において、同条第四項中「その旨」とあるのは、「その旨及び第五条の二第一項の規定により利用の旨及び第五条の二第一項の規定により利

口座情報の提供を受けた旨」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 国庫は、予算の範囲内で、第一項の規定による事務の執行に要する費用を負担する。

#### (日本年金機構への事務の委託)

第五条の三 厚生労働大臣は、第五条第一項及び前条第一項の規定による事務(日本年金機構が行うこととされている公的給付の支給等に係る事務に限る)を日本年金機構に行わせるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十一条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定(同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日に、おいて本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る)、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五

条、第十六条、第十八条、第二十二条から第三十五条まで及び第二十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条中住民基本台帳法第七条の改正規定、同法第三十条の五十の改正規定及び同法第三十条の五十一の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条、第六条から第十四条までの及び第二十八条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)並びに第四条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機関の認証業務に関する法律第三条第二項の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第十二条第一号の改正規定、同法第三条の二第二項の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第十六条の二第二項の改正規定、同法第二十二条第二項の改正規定及び同法第三十五条の二第二項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第二条の規定による改正後の番号利用法第十一条の二第一項の申請をした者に係る住民票に当該申請の日において第三条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る)による改正後の住民基本台帳法(以下この項及び附則第五条第三項において「新住民基本台帳法」という)第七条第一号の二に掲げる事項が記載されていない場合(住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者にあっては、その申請をした

者に係る戸籍の附票に新住民基本台帳法第十七条第二号の二に掲げる事項が記載されていない場合)における当該申請に係る個人番号カードの例による。

#### (第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に申請され、又は発行されている個人番号カードの記載事項については、なお従前の例による。)

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に申請され、又は発行されている個人番号カードの記載事項については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の番号利用法第十一条の二第一項の申請をした者に係る住民票に当該申請の日において第三条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る)による改正後の住民基本台帳法(以下この項及び附則第五条第三項において「新住民基本台帳法」という)第七条第一号の二に掲げる事項が記載されていない場合(住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者にあっては、その申請をした

者に係る戸籍の附票に新住民基本台帳法第十七条第二号の二に掲げる事項が記載されていない場合)における当該申請に係る個人番号カードの記載事項については、なお従前の例による。

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という)から同条第四号に掲げる規定の施行の日(次条第三項において「第四号施行日」という)の前日までの間にお

ける次の表の上欄に掲げる電子署名等に係る地方公共団体情報システム機関の認証業務に関する法律(次条において「公的個人認証法」という)の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項及び第二十二条第二項	から第三号まで	、第二号、第三号
第三条の二第二項、第七条第一項第三号、第十二条第一号、第十六条の二第二項、第十六条の六第二項、第十二条第一号、第十二条第二項及び第三十五条の二第二項及び第三十五条の二第二項	から第三号まで から第六号まで	、第二号、第三号 及び第三号から第六号まで
第七条第二項及び第二項	「及び から第六号まで 及び第三号から第六号まで	「第三号及び 及び第三号に 並びにその

(電子署名等に係る地方公共団体情報システム

機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴う

経過措置)

第五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に公的個人認証法第十五条第一項又は第十

六条の十四第一項の規定により効力を失つてい

ない個人番号カード用署名用電子証明書(公的

個人認証法第三条第一項に規定する個人番号

カード用署名用電子証明書をいう。次項及び第

三項において同じ)又は公的個人認証法第十六

条の二第一項に規定する移動端末設備用署名用

電子証明書の記録事項については、なお従前の

例による。

2 前項の規定の適用を受けた個人番号カード用

署名用電子証明書の発行を受けている署名利用

者(公的個人認証法第二条第四項に規定する署

名利用者をいう。次項において同じ)について

の第四条の規定(附則第一条第四号に掲げる改

正規定に限る)による改正後の公的個人認証法

第十二条(第一号に係る部分に限る)の規定の

適用については、次に掲げる場合に該当すると

きは、同条第一号に規定する記載の修正(以下

この項及び第四項において「住民票の記載の修

正」という)はなかつたものとみなす。

第一次条第一項若しくは第二項又は附則第七条

第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項

若しくは第二項の規定による届出によつて戸

籍の記載がされ、住民票の記載の修正があつ

た場合

三 附則第十条第一項から第四項まで(これら

の規定を附則第十一条において準用する場合

までの規定による届出によつて戸籍の記載が

され、住民票の記載の修正があつた場合

があつた場合

(以下「一般的の読み方」という)以外の氏の読み

方を使用しているものは、第二号施行日から起

算して一年以内に限り、前項の届出に代えて現

に使用している氏の読み方を示す文字を戸籍の

記載事項とする旨の届出をすることができる。

この場合において、当該届出に係る戸籍に記載

されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第

二号、第二十九条第四号、第一百七条第一項及び

第一百七条の三の規定その他の法令の規定の適用

については、当該届出に係る文字を氏の振り仮

名とみなす。

3 第一項の届出をすることができる筆頭者が當

該戸籍から除籍されているときは、次に掲げる

者は、第三号施行日から起算して一年以内に限

り、その順序に従つて、前二項の届出をするこ

とができる。ただし、既に当該戸籍について前

二項の届出がされているときは、この限りでな

い。

一 配偶者(その戸籍から除かれた者を除く。)

二 子(その戸籍から除かれた者を除く。)

三 第二項の届出をする者は、現に使用している

頭者)といふ。(既にこの項又は次項の規定によ

る届出をした者を除く。)は、第三号施行日から

起算して一年以内に限り、当該筆頭者の戸籍に

記載されている氏に係る氏の振り仮名の届出を

することができる。

係る氏の振り仮名の届出をすることができる。

2 前項に規定する者であつて、附則第一条第三

号に掲げる規定の施行の際現に同項の氏につい

て一般的の読み方以外の氏の読み方を使用してい

るものは、第三号施行日から起算して一年以内

に限り、同項の届出に代えて現に使用している

氏の読み方を示す文字を当該者に係る新戸籍の

記載事項とする旨の届出をすることができる。

この場合において、当該届出に係る新戸籍に記

載されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第

二号、第二十九条第四号、第一百七条第一項及び

第一百七条の三の規定その他の法令の規定の適用

については、当該届出に係る文字を氏の振り仮

名とみなす。

3 第一項に規定する者が当該者に係る新戸籍か

ら除籍されているときは、次に掲げる者は、第

三号施行日から起算して一年以内に限り、その

順序に従つて、前二項の届出をすることができる。

ただし、既に当該新戸籍について前二項の

届出がされているときは、この限りでない。

一 配偶者(その戸籍から除かれた者を除く。)

二 子(その戸籍から除かれた者を除く。)

三 第二項の届出をする者は、現に使用している

頭者)といふ。(既にこの項又は次項の規定によ

る届出をした者を除く。)は、第三号施行日から

起算して一年以内に限り、当該筆頭者の戸籍に

記載

される

氏の

読み

方

を示す

文字

を戸籍の

記載

事項

とする

旨の

届出

をする

ことができる。

この

場合

において、当該届出に係る新戸籍に記載

されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第

二号、第二十九条第四号、第一百七条第一項及び

第一百七条の三の規定その他の法令の規定の適用

については、当該届出に係る文字を氏の振り仮

名とみなす。

3 第一項に規定する者が当該者に係る新戸籍か

ら除籍されているときは、次に掲げる者は、第

三号施行日から起算して一年以内に限り、その

順序

に従つて

前二項

の

届出

をする

ことができる。

この

場合

において、当該届出に係る新戸籍に記載

されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第

二号、第二十九条第四号、第一百七条第一項及び

第一百七条の三の規定その他の法令の規定の適用

については、当該届出に係る文字を氏の振り仮

名とみなす。

3 第一項に規定する者が当該者に係る新戸籍か

ら除籍されているときは、次に掲げる者は、第

三号施行日から起算して一年以内に限り、その

順序に従つて、前二項の届出をする

ことができる。

この

場合

において、当該届出に係る新戸籍に記載

されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第

二号、第二十九条第四号、第一百七条第一項及び

第一百七条の三の規定その他の法令の規定の適用

は

あつた

場合

であつた

は次項の規定による届出をした者を除く。)は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、当該者の戸籍に記載されている名に係る名の振り仮名の届出をすることができる。

2 前項に規定する者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同項の名について一般の読み方以外の名の読み方を使用しているものは、第三号施行日から起算して一年以内に限り、同項の届出に代えて現に使用している名の読み方を示す文字を戸籍の記載事項とする旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者に係る新戸籍法第十三条第一項若しくは第二項の届出又は附則第七条第一項若しくは第二項の届出があつたときは、この限りでない。

2 本籍地の市町村長は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、管轄法務局長等の許可を得て、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者(同日の前日までに前条第一項又は第二項の届出をした者を除く。)に係る名の振り仮名を戸籍に記載するものとする。

3 前項の届出をする者は、現に使用している名の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

第九条 本籍地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。)にあつては、区長又は総合区長とする。以下この条及び附則第十三条において同じ。)は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、市役所(特別区の区役所を含むものとし、指定都市にあつては、区又は総合区の区役所とする。)又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長(次項において「管轄法務局長等」という。)の許可を得て、附則第一条第三号に掲げ

る規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に係る氏の振り仮名を戸籍に記載するものとする。ただし、同日の前日までに附則第六条第一項若しくは第二項の届出又は附則第七条第一項若しくは第二項の届出があつたときは、この限りでない。

2 本籍地の市町村長は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、管轄法務局長等の許可を得て、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者(同日の前日までに前条第一項又は第二項の届出をした者を除く。)に係る名の振り仮名を戸籍に記載するものとする。

3 本籍地の市町村長は、前二項の場合において、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に一般の読み方以外の氏の読み方又は名の読み方が使用されていると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、氏の振り仮名又は名の振り仮名に代えてその読み方を示す文字を戸籍に記載されると認められるときは、前二項の規定により当該戸籍の筆頭者は、戸籍の記載事項を現に使用している氏の読み方を示す文字に変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る戸籍に記載されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二百七条第一項及び第二百七条第三号に掲げる規定の施行の際現に一般の読み方以外の氏の読み方を使用しているときは、当該戸籍の筆頭者は、戸籍の記載事項を現に使用している氏の読み方を示す文字に変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る戸籍に記載されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二百七条第一項及び第二百七条第三号の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る戸籍に記載された者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二百七条第一項及び第二百七条第三号に掲げる規定の施行の際現に一般的の読み方を示す文字を氏の振り仮名とみなす。

4 本籍地の市町村長は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、市役所(特別区の区役所を含むものとし、指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下この条及び附則第十三条において同じ。)は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、市役所(特別区の区役所を含むものとし、指定都市にあつては、区又は総合区の区役所とする。)又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長(次項において「管轄法務局長等」という。)の許可を得て、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に係る氏の振り仮名又は名の振り仮名とみなす。

3 前条第三項の規定により戸籍に一般の読み方以外の氏の読み方を示す文字を記載されたときは、当該戸籍の筆頭者(既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。)に係る名の読み方を戸籍に記載された者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二百七条第一項及び第二百七条第三号に掲げる規定の施行の際現に一般的の読み方を示す文字を氏の振り仮名とみなす。

4 本籍地の市町村長は、第三号施行日後遅滞なく、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に対し、前三項の規定により当該者の戸籍に記載しようとする旨の許可を得て、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に対し、前三項の規定により戸籍に記載しようとする旨の届出をすることができる。

5 新戸籍法第二百七条の三の規定は、前各項の届出には、適用しない。

6 第一項から第四項までの届出をしようとする者に配偶者がいるときは、配偶者とともに当該届出をしなければならない。

7 附則第六条第三項の規定は、第一項から第四項までの筆頭者が当該戸籍から除籍されている場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第三号施行日から起算して一年以内に限り、その」とあるのは、「その」と読み替えるものとする。

8 第二項又は第四項の届出をする者は、当該届出に係る現に使用している氏の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

9 第二条 前条の規定は、附則第九条第一項又は第三項の規定により氏の振り仮名又は一般的の読み方以外の氏の読み方を示す文字が記載された

官 報 (号 外)

戸籍に記載されている者(筆頭者を除く)で、あつて、新戸籍の筆頭に記載されるものについて準用する。ただし、当該新戸籍が編製される日前に当該新戸籍に記載される氏について前条第一項から第四項までの届出又はこの条において準用する前条第一項から第四項までの届出がされているときは、この限りでない。

次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。)は、当該名の振り仮名を変更する旨の届出をすることができる。

二及び第一百七条の四の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を名の振り仮名とみなす。

附則第九条第三項の規定により戸籍に一般の読み方以外の名の読み方を示す文字を記載された者(既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。)は、戸籍の記載事項を一般の読み方による名の振り仮名に変更する旨の届出をすることができる。

読み方以外の名の読み方を示す文字を記載された者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載された名の読み方に外の名の読み方であつて一般の読み方以外のものを使用しているものは、戸籍の記載事項を現に使用している名の読み方を示す文字に変更する旨の届出ができる。この場合において、当該届出により名の読み方を示す文字を変更した者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条の二及び第一百七条の四の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を名の振り仮名とみなす。

5 新戸籍法第百七条の四の規定は、前各項の届出には、適用しない。

6 第二項又は第四項の届出をする者は、当該届出に係る現に使用している名の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

第十三条 本籍地の市町村長は、附則第六条から前条までの規定の施行に必要な限度において、関係地方公共団体の長その他の者に対し、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に係る氏名の振り仮名及び名の読み方に現に使用されている氏の読み方及び名の読み方を示す文字に関する情報の提供を求めることができる。

第十四条 一般の読み方以外の氏の読み方又は名の読み方を示す文字に用いることができる仮名及び記号の範囲は、新戸籍法第十三条第三項の法務省令で定められた仮名及び記号の範囲とす

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)  
第十五条 保険者(健康保険法第四条に規定する  
保険者をいう。)は、第五条の規定による改正後  
の同法第五十一条の三第一項前段に規定する場  
合において、必要があると認めるときは、当分  
の間、同項の規定にかかわらず、職権で、被保  
険者に対し、同項後段の厚生労働省令で定める  
ところにより、同項の厚生労働省令で定める事  
項を記載した書面を交付し、又は当該事項を同  
項に規定する電磁的方法により提供することが  
できる。

2 前項の規定は、第六条の規定による改正後の  
船員保険法第二十八条の二第一項、第八条の規定  
による改正後の防衛省の職員の給与等に関する  
法律第二十二条第六項、第九条の規定による  
改正後の国家公務員共済組合法第五十三条の二  
第一項、第十条の規定による改正後の国民健康  
保険法第九条第二項（同法第二十二条において  
準用する場合を含む。）、第十二条の規定による  
改正後の地方公務員等共済組合法第五十五条の二  
第一項又は第十二条の規定による改正後の高  
齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三  
項の規定による書面の交付及び電磁的方法によ  
る提供について準用する。この場合において、  
必要な技術的読替えは、政令で定める。  
(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)  
第十六条 第十条の規定の施行の際現に市町村  
(特別区を含む。次条において同じ。)又は国民  
健康保険組合から被保険者証又は被保険者資格  
証明書の交付を受けている者が、附則第一条第

二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)以後に保険医療機関等(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。附則第十八条において同じ。)から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者(同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。附則第十八条において同じ。)から指定訪問看護(同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。附則第十八条において同じ。)を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、第十条の規定による改正前の国民健康保険法(これに基づく命令を含む。)の規定により定められた当該被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間が経過するまでの間(当該有効期間の末日が第二号施行日から起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第二号施行日から起算して一年間とする。)は、なお従前の例による。

第十七条 市町村は、第十条の規定による改正後の国民健康保険法(これに基づく命令を含む。)の施行のために必要な条例の制定又は改正その他他の行為については、第二号施行日前においても行うことができる。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 第十二条の規定の施行の際現に後期高齢者医療広域連合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、第二号施行日以後に保険医療機関等から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を

受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、同条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定により当該被保険者証又は被保険者資格証明書が効力を有するとされた間(当該期間の末日が第二号施行日から起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第二号施行日から起算して一年間とする。)は、なお従前の例による。

第十九条 後期高齢者医療広域連合は、第十二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(これに基づく命令を含む。)の施行のためには、必要な条例の制定又は改正その他の行為について、第二号施行日前においても行うことができる。

(政令への委任)

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第二十一条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の項中「第十七条第一項及び第三項(同条第四項)」を「第十六条の二第二項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項(同条第七項)」に改め、同表電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)の項中「第三条の二第二項」を「第三条第十項において

準用する同条第三項(第九条第二項及び第十条  
第二項において準用する場合を含む。)、第四  
項、第五項(第九条第二項及び第十条第二項に  
おいて準用する場合を含む。)及び第七項、第三  
条の二第二項」に、「一、第二十二条第三項」を  
「第三条の二第四項において準用する同条第  
二項において準用する場合を含む。」及び第七項、第三  
条及び第十条第三項において準用する場合を  
含む。)、第四項、第五項(第九条第三項及び第  
十条第三項において準用する場合を含む。)及び  
第七項、第三条の二第六項において準用する同  
条第二項において準用する第三条第四項、第五  
项(第九条第三項及び第十条第三項において準  
用する場合を含む。)及び第七項、第二十二条第  
三項に、「並びに」を「第二十二条第十項にお  
いて準用する同条第三項(第二十八条第二項及  
び第二十九条第二項において準用する場合を含  
む。)、第四項、第五項(第二十八条第二項及び  
第二十九条第二項において準用する場合を含  
む。)及び第七項、「の規定」を「第二十二  
条の二第四項において準用する同条第二項にお  
いて準用する第二十二条第三項(第二十八条第  
三項及び第二十九条第三項において準用する場  
合を含む。)、第四項、第五項(第二十八条第三  
项及び第二十九条第三項において準用する場  
合を含む。)及び第七項並びに第二十二条の二第六  
项において準用する同条第二項において準用す  
る第二十二条第四項、第五項(第二十八条第三  
项及び第二十九条第三項において準用する場合  
を含む。)及び第七項の規定」に改める。

別表第一 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二条)の項中「第五十四条の三第六項」に改め、同表高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の項中「第八十二条第二項」を「第八十二条第六項」に改め、同表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の項中「第十六条の二第二項」の下に「及び第六項」を加え、「第四項まで及び第六項(同条第七項)」を「第五項まで及び第七項(同条第八項)」に改める。

(国民年金法の一一部改正)

第三十三条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第九十二条の三第一項中「国民年金基金の」を「国民年金基金の」に改め、「第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二条)第九条第十項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに」を削り、同項第三号を削り、同条第三項中「当該を」「当該に改め、「同項第三号の規定による申出を受けたときはその旨を」を削る。

第一百九条の四第一項第十九号中「第九十二条の三第一項第三号の規定による申出の受理及び同条第四項」を「第九十二条の三第四項」に改める。

の四第一項第十九号に掲げる申出の受理及び  
を削る。

(臓器の移植に関する法律の一部改正)

第二十四条 臓器の移植に関する法律(平成九年  
法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二中「医療保険の被保険者証等」を  
「個人番号カード(行政手続における特定の個人  
を識別するための番号の利用等に関する法律  
(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に  
規定する個人番号カードをいう。)等」に改め  
る。

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における  
取扱いに関する法律の一部改正)

第二十五条 地方公共団体の特定の事務の郵便局  
における取扱いに関する法律の一部を次のよう  
に改正する。

第二条第八号中「第十六条の二第四項」を「第  
十六条の二第五項」に、「同条第五項」を「同条第  
七項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第  
十七条第七項」を「第十七条第八項」に、「同条第  
六項」を「同条第七項」に、「同条第八項」を「同条第  
九項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に  
改める。

(日本年金機構法の一部改正)

第二十六条 日本年金機構法(平成十九年法律第  
百九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項第五号に次のように加え  
る。

ヘ 公的給付の支給等の迅速かつ確實な実  
施のための預貯金口座の登録等に関する  
法律(令和三年法律第三十八号)第五条の  
三に規定する事務



令和五年六月二日 参議院会議録第一十八号

令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律案

2 この法律において「令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金」とは、原油価格及び物価が高騰している状況に鑑み、令和五年三月二十八日に閣議において決定された令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に基づく新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として支給される次に掲げる給付金をいう。
一 都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)を設置する町村から支給される給付金で、低所得であるひとり親世帯への支援の観点から支給されるもの

二 前号に掲げるもののほか、市町村(特別区を含む。次項において同じ。)から支給される給付金で、低所得である子育て世帯への支援の観点から支給されるもの	第三条 租税その他の公課は、令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金として支給を受けた金品を標準として課すことができる。
3 この法律において「令和五年度予算に係る出産・子育て応援給付金」とは、妊娠から出産及び子育てまでの一貫した相談支援の実効性を確保する必要性に鑑み、令和五年度の予算における妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村から支給される給付金(金銭以外の財産により行われる給付を含む。)で、妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものをいう。(差押禁止等)	附 則

投票者氏名	反対者(青色票)氏名	一八一名
石川 大我君	打越さく良君 小沢 雅仁君	足立 敏之君 阿達 雅志君
石橋 通宏君	鬼木 誠君 川田 龍平君	青木 一彦君 青山 繁晴君
六〇名	斎藤 嘉隆君 小西 洋之君	赤池 誠章君 赤松 健君
青木 愛君	柴 慎一君 田島麻衣子君	朝日健太郎君
石垣のりこ君	辻元 清美君	井上 義行君
石川 大我君	高木 真理君	石井 準一君
六〇名	徳永 エリ君	石井 正弘君
法務委員長杉久武君解任決議案(牧山ひろえ君発議)	羽田 次郎君	磯崎 仁彥君
賛成者(白色票)氏名	福山 哲郎君	猪口 邦子君
石川 大我君	水野 素子君	今井絵理子君
六〇名	村田 享子君	岩本 剛人君
石垣のりこ君	森屋 隆君	臼井 正一君
石川 大我君	吉川 沙織君	江島 潔君
六〇名	井上 哲士君	福島みづほ君
石垣のりこ君	井上 哲士君	小野田紀美君
石川 大我君	森屋 隆君	大野 泰正君
六〇名	吉川 沙織君	加藤 裕之君
石垣のりこ君	井上 哲士君	森本 真治君
石川 大我君	吉川 沙織君	片山さつき君
六〇名	井上 哲士君	北村 経夫君
石垣のりこ君	吉良よし子君	太田 房江君
石川 大我君	岩渕 友君	加藤 明良君
六〇名	吉良よし子君	森屋 隆君
石垣のりこ君	井上 哲士君	吉良よし子君
石川 大我君	吉良よし子君	吉良よし子君
六〇名	吉良よし子君	吉良よし子君
石垣のりこ君	吉良よし子君	吉良よし子君
石川 大我君	仁比 聰平君	古賀友一郎君
六〇名	仁比 聰平君	古賀友一郎君
石垣のりこ君	小池 晃君	上月 良祐君
石川 大我君	小池 晃君	佐藤 信秋君
六〇名	小池 晃君	佐藤 信秋君
石垣のりこ君	山添 拓君	佐藤 信秋君
石川 大我君	山添 拓君	佐藤 信秋君
六〇名	山添 拓君	佐藤 信秋君
石垣のりこ君	木村 英子君	佐藤 信秋君
石川 大我君	木村 英子君	佐藤 信秋君
六〇名	木村 英子君	佐藤 信秋君
石垣のりこ君	船後 靖彦君	佐藤 信秋君
石川 大我君	船後 靖彦君	佐藤 信秋君
六〇名	船後 靖彦君	佐藤 信秋君
石垣のりこ君	伊波 洋一君	佐藤 信秋君
石川 大我君	伊波 洋一君	佐藤 信秋君
六〇名	伊波 洋一君	佐藤 信秋君
石垣のりこ君	ながえ孝子君	佐藤 信秋君
石川 大我君	ながえ孝子君	佐藤 信秋君
六〇名	ながえ孝子君	佐藤 信秋君
石垣のりこ君	長浜 博行君	佐藤 信秋君
石川 大我君	長浜 博行君	佐藤 信秋君
六〇名	長浜 博行君	佐藤 信秋君
石垣のりこ君	高橋 はるみ君	佐藤 信秋君
石川 大我君	高橋 はるみ君	佐藤 信秋君
六〇名	高橋 はるみ君	佐藤 信秋君
石垣のりこ君	滝沢 求君	佐藤 信秋君
石川 大我君	滝沢 求君	佐藤 信秋君
六〇名	滝沢 求君	佐藤 信秋君

投票者氏名

四六

官 報 (号 外)

令和五年六月二日 参議院会議録第一一十八号

投票者氏名

立四傳

河野 義博君	佐々木さやか君	高橋 光男君	塩田 博昭君	竹谷とし子君	高橋 久武君	竹内 哲也君	里見 隆治君
宮崎 新妻	秀規君	平木 大作君	宮崎 勝君	安江 伸夫君	山本 香苗君	横山 信一君	西田 正明君
安江 伸夫君	山本 香苗君	東 健太君	青島 健太君	梅村 苗子君	石井 徹君	横山 信一君	山口那津男君
梅村 苗子君	串田 誠君	梅村 聰君	梅村 みづほ君	片山 大介君	石井 章君	若松 謙維君	矢倉 克夫君
音喜多 駿君	柴田 巧君	高木かおり君	柳ヶ瀬裕文君	清水 貴之君	猪瀬 直樹君	浅田 均君	三浦 信祐君
松沢 成文君	大塚 耕平君	高木かおり君	嘉田由紀子君	中条きよし君	梅村 みづほ君	山本 博司君	山口那津男君
芳賀 道也君	川合 孝典君	田村 まみ君	磯崎 哲史君	伊藤 孝恵君	伊藤 孝恵君	高橋 久武君	竹内 哲也君
寺田 静君	齊藤健一郎君	浜野 喜史君	寺田 宗幣君	上田 清司君	上田 清司君	高橋 久武君	里見 隆治君
須藤 元気君	須藤 元気君	浜口 誠君	竹詰 仁君	浜田 聰君	浜田 聰君	高橋 久武君	竹内 哲也君
堂込麻紀子君							

官 報 (号 外)

第明治二十五年三月三十日可認  
便物郵種三種

令和五年六月二日 參議院會議錄第二十八号

発行所  
〒100-0001 東京都港区虎ノ門四丁目  
独立行政法人国立印刷局

電話  
03 (3587) 4294

定価  
本号一部  
配本体  
送二三二〇円  
料二三二〇円  
別冊一円